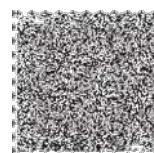


## 第4章 施策の展開



この章では  
基本方針ごとに  
計画の目指す姿や評価指標  
などを整理しています。

※グラフの割合の端数調整を行っている  
ため、各割合の合計が 100%となら  
ない場合があります。



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

目指す姿

- 世代や属性に関わらず互いに尊重し合い、住民や地域組織、企業などの多様な主体が、地域に関心を持ち、地域福祉に関する理解を深め、参画できる機会が充実している。
- 一人ひとりが得意なことや好きなことなどを活かし、地域の中で支え合える体制が整備されている。

現状・これまでの主な取り組み

- 地域の資源や課題を明らかにするとともに、住民自らの地域課題の解決力を高める取り組みとして、地区版福祉SOSゲームを市内13地区で行いました。
- 介護予防活動の中心となる介護予防リーダーを養成し、地域の「通いの場」として、これまで52団体がたちあがりました。

課題

◆ 福祉に関する意識の啓発が必要です。

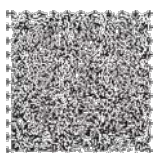
- ・地域での活動は、前回調査と比較し、自治会などの行事で活動する人の割合が増加している反面、市の施設や福祉施設などでの活動の割合は減少しています。また、特に何も行っていない人も41.5%と多く、多くの人に地域の活動の大切さや面白さを知っていただく必要があります。

◆ ボランティア活動のさらなる周知と、参加しやすい環境づくりが必要です。

- ・ボランティア活動への参加経験は前回調査と比較して4.5ポイント増加しましたが、「今までに活動したことはない」方は、全体の75%を占めています。
- ・参加しない理由としては、前回計画調査時と同様、「仕事や学業などで忙しく時間がないから」、「どのような活動があるのか知らないから」などがあげられます。そのため、忙しい人でも参加しやすくする工夫や、活動内容を分かりやすくするなど、活動に参加しやすい環境を整備していく取り組みが必要です。

◆ 地域活動に参加するきっかけづくりが必要です。

- ・地域のボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア活動などに対してポイントを付与する事業などを通じて、地域活動に参加するきっかけをつくる必要があります。



## 活動指標

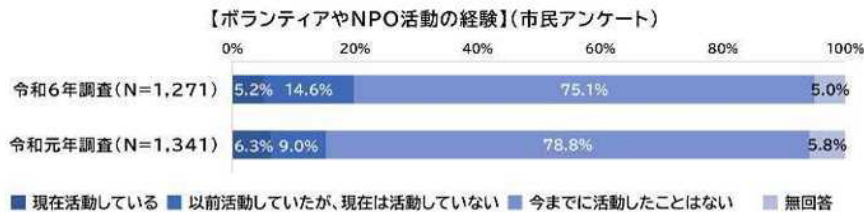


| 指標名                                                   | 現状値 (R6)      | 目標値 (R12)     |
|-------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 福祉SOSゲーム研修会の実施件数                                      | 累計<br>34件     | 累計<br>100件    |
| 地域住民の課題解決力向上に資する福祉SOSゲーム研修会の実施件数の増加を目指します。            |               |               |
| 認知症サポーター養成数                                           | 累計<br>55,882人 | 累計<br>67,000人 |
| 認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成数の増加を目指します。 |               |               |

■第3次計画策定時の調査結果と同様、約4割の方が「特に何も行っていない」と回答しています。

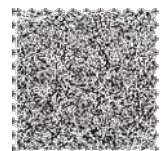
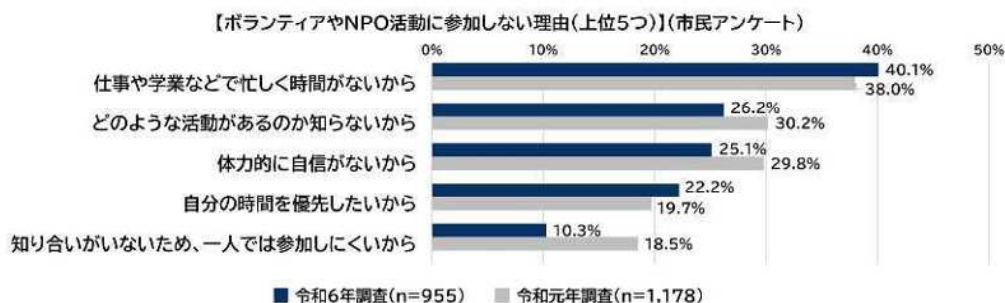


■約7割の方がボランティア活動等を「今までに活動したことはない」と回答しています。



\*前回調査、「現在活動している」に、「現在活動しているが、その他に、以前活動していた今はやめた活動もある」を加えている。

■ボランティア活動等に参加しない理由として、約26%が「どのような活動があるのか知らないから」と回答しています。



## 施策 1-1-1

## 市民の地域福祉に対する関心と地域の課題解決力の向上

## ○ 施策の方向性

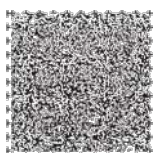
- 地域住民一人ひとりが主体的に考え行動することができるよう、地域福祉に対する理解と関心を深める研修や学習の機会を充実させます。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                           |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な立場（高齢・障がい・こども・困窮など）を理解し、地域課題の解決力の向上を目指しましょう。</li> <li>・地域福祉に関心を持ち、自ら学ぶ機会をつくりましょう。</li> </ul>                                |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で実施する出張講座などを活用し、地域の抱える課題への理解を深め、地域で必要な取り組みを実践しましょう。</li> <li>・男女共同参画支援センター登録団体などの地域で活動する団体と協力し、地域への啓発活動などを推進しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉への関心を高め、地域の課題解決力の向上を推進するため、各種出張講座の開催や専門家の派遣を実施します。</li> <li>・福祉教育の推進や福祉につながる意識啓発を実施します。</li> </ul>                         |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                 | 内容                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の課題解決力の向上を推進する取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉SOSゲームの周知・啓発</li> <li>・福祉に関する各種出張講座の実施</li> </ul>                                                                                                  |
| 福祉教育の推進及び福祉につながる意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における福祉教育の推進（道德教育、社会奉仕活動、福祉体験学習など）</li> <li>・各種学級講座の実施（子育て講座、両親・母親学級など）</li> <li>・人権啓発の推進</li> <li>・男女共同参画の推進</li> <li>・多文化共生の地域づくりの推進</li> </ul> |



## 施策 1-1-2

## 地域で活躍する人財※の確保と育成

※人は財産であるという考え方にに基づき、「人財」という表記を使用しています。

## 施策の方向性

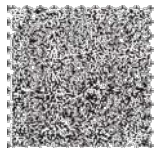
- 地域福祉活動の中核を担う人財を育成することで、地域住民の支え合い活動を支援します。

## 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                             |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関心のある地域の活動や研修に参加しましょう。</li> <li>・ お互いに助け合って生活していける地域づくりを目指しましょう。</li> <li>・ 困りごとを抱える人がいたら、話を傾聴し、思いを受け止めましょう。</li> </ul>                         |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の生活課題を把握し、必要な支援につなぎましょう。</li> <li>・ 各種講座や支え合い活動を地域に展開し、新たな担い手を発見しましょう。</li> <li>・ その人らしく暮らし続けられるよう、個人の意思やその家族の思いや悩みを理解し、地域で支えましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉活動の中核を担う人財を育成するため、様々な研修や事業を実施します。</li> <li>・ 地域で活動する人を増やしていくための仕組みづくりを充実させ、地域住民による支え合い活動を推進します。</li> </ul>                                  |

## 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                | 内容                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域で主体的に活躍する人財の確保、育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動の促進</li> <li>・ 民生委員・児童委員の担い手確保</li> <li>・ 各種養成講座の実施（認知症サポーター、生活支援サービスの担い手、ゲートキーパー、食生活改善推進員、生涯学習リーダー・ボランティアなど）</li> <li>・ 介護予防・フレイル予防に向けた取り組みの推進</li> </ul> |
| 地域住民による支え合いの推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本赤十字社が行う相互扶助活動への協力</li> <li>・ ファミリー・サポート・センターの利用促進</li> <li>・ 越谷きらきらポイントの推進</li> <li>・ 介護支援ボランティアの養成</li> <li>・ 地域支え合い推進員の養成</li> </ul>                           |



## ガイド

## 地域福祉に関する講座・研修一覧

地域福祉に関する理解と関心を深めることを目的とした各種講座の開催や、実際に地域福祉活動をする際に必要な知識やスキルを身につける養成講座・研修を開催しています。

### □ 福祉の知識を深め、普段の生活や地域での生活に役立ててみませんか？

暮らしに役立つ情報や専門的な知識など、市職員が地域の集会や団体の会議などに伺い、分かりやすく講義しています。

| 分類     | 講座名（サブタイトル・内容）           | こんな人におすすめ                       | 担当課       |
|--------|--------------------------|---------------------------------|-----------|
| ①高齢    | スマホアプリを活用した高齢者の健康事業「きらボ」 | スマートフォンを使って健康づくりに取り組みたい高齢者の方    | 高齢福祉課     |
| ②障がい   | 手話いいね！（手話言語条例について）       | 手話に関心がある方やコミュニケーションの幅を広げたい方     | 障害福祉課     |
| ③こども   | 今さら聞けない保育園・幼稚園事情         | 保育園・幼稚園の利用を考えている方               | 保育支援課     |
| ④困窮    | 生活保護制度                   | 制度に関心がある方や支援者の方                 | 生活福祉課     |
| ⑤地域    | 福祉SOSゲームの研修について          | 地域の社会資源を学びたい方や支援者の方             | 高齢福祉課     |
| ⑥防犯・防災 | 防犯講話（防犯パトロールアドバイザーによる講話） | 地域の防犯に関心がある方                    | 防犯・交通安全室  |
|        | 災害への備え（避難行動要支援者支援制度）     | 災害時に配慮が必要な方への対応に関心がある方や地域の支援者の方 | 危機管理室     |
| ⑦健康    | ひきこもり相談支援について            | ひきこもり家族を抱える方や地域の支援者の方           | こころの健康支援室 |

上記一覧のほか、越谷市では様々な講座を実施しているので、越谷市ホームページにて、最新の講座メニューをご確認ください。



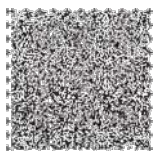
越谷市ホームページ

### □ 地域で活躍する担い手として、活動してみませんか？

地域福祉活動の中核を担う人材を育成するための様々な講座や研修を実施しています。

| 分類  | 講座・研修名            | こんな人におすすめ                                  | 担当課       |
|-----|-------------------|--------------------------------------------|-----------|
| ①高齢 | 認知症サポーター養成講座      | 認知症について理解を深めたい方や地域で支え合いたい方                 | 地域包括ケア課   |
|     | 介護予防リーダー養成講座      | 地域で介護予防活動を実施していきたい方                        | 地域包括ケア課   |
|     | 生活支援サービスの担い手養成研修  | 高齢者の日常生活支援を実施していきたい方                       | 高齢福祉課     |
| ②防災 | 災害時外国人支援サポーター養成講座 | 災害時に外国人を支援していきたい方                          | 市民活動支援課   |
| ③健康 | ゲートキーパー研修         | 悩んでいる方への支援を学びたい方                           | こころの健康支援室 |
|     | 食生活改善推進員養成講座      | 地域の食生活を支えていきたい方                            | 健康づくり推進課  |
| ④学習 | 生涯学習リーダー養成講座      | 地域で活躍する指導者やボランティア活動などに関する知識の習得や資質の向上を図りたい方 | 生涯学習課     |

各種養成講座・研修の申込みについては、各担当課にお問い合わせください。



## コラム

### □ きらぽ (越谷きらきらポイント)

越谷きらきらポイント、通称「きらぽ」は、市内在住の65歳以上を対象に、スマートフォンアプリを使って、歩いたり、脳トレしたり、市のイベントに参加したりすることで、健康づくりをしながらポイントをためることができる事業です。

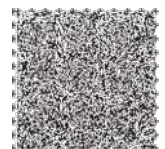
※きらぽの始め方については、  
市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：69096



## コラム

### □ 小中学校における福祉教育

市内の小中学校では、「福祉教育資料集」を活用し、各校において福祉体験活動実施への支援を行うとともに、総合的な学習の時間において、高齢者疑似体験・車椅子体験・白杖体験などの体験活動を実施し、体験を通して福祉への理解を深め、児童生徒の豊かな心や他者を思いやる心を育てています。



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-2 みんなが役割やつながりをもてる地域づくり

目指す姿

- 交流できる機会や場所を地域住民などが活用して、みんながつながりをもてる地域になっている。
- 地域活動への参加が促進され、地域で活動する団体の取り組みが円滑に行われている。

現状・これまでの主な取り組み

- 地域の方がつながりをもてるような地域の交流・活動の場として、地区センター・公民館や老人福祉センター、障害者福祉センターなど多様な公共施設などの機能の充実に努めています。
- 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」の開催による、こどもを中心とした地域交流や、「ふれあいの日」の開催による、障がいのある方との地域交流など、様々な交流の場の確保に努めています。
- 地域活動団体や自治会などへの活動支援を通じて地域活動の活性化を図っています。

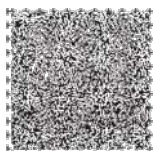
課題

◆ 市民の交流・活動の場づくりと参加しやすい仕組みが必要です。

・地域活動を広げるために必要なこととして、「単発・短時間で参加できる活動を増やす」が35.0%、「一人でも気兼ねなく参加できる機会を増やす」が34.0%と活動の参加の形態に多様な形を求めていることがわかります。一方、団体アンケートの結果では、「身近な地域（自宅の近くなど）で活動に参加できる機会を増やす」が35.3%と活動の場所に着目する結果となっています。

◆ 活動する団体のスタッフの確保と情報提供・理解が必要です。

・地域活動を行う上での課題としては、「スタッフが不足している」が47.0%と最も多くなっています。また、支援を必要とする人の情報不足や、市民の方の団体活動への理解不足も課題となっています。そのため、地域活動をより充実させるためには、地域活動団体への活動支援と、その活動の情報を必要とする人へ広く知らせていくための支援が必要です。また、NPO法人に対象を絞って地域活動を行う上での課題を聞くと、「活動資金の調達に苦労している」が50.0%と2番目に多くなっています。そのため、今後はクラウドファンディングなど、団体の活動資金の確保を支援する仕組みを充実していくことが必要です。



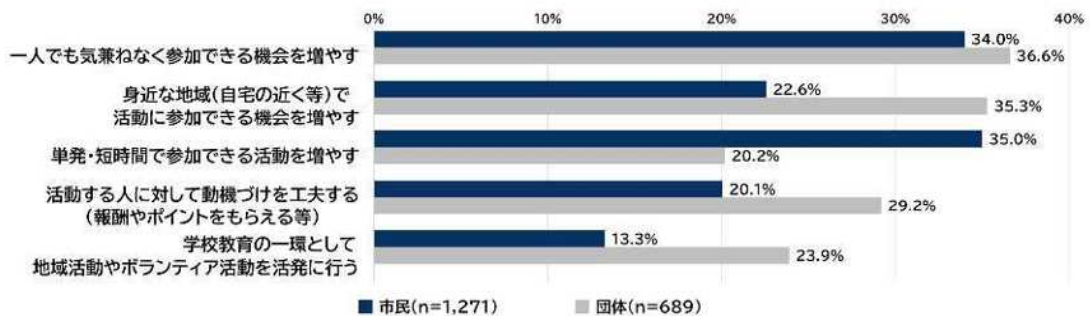
## 活動指標



| 指標名                                                | 現状値 (R6)       | 目標値 (R12)      |
|----------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 地域福祉活動に携わる団体数                                      | 630団体          | 660団体          |
| 各福祉分野における住民主体の地域福祉活動に携わる団体数の増加を目指します。              |                |                |
| 老人福祉センターの利用者数                                      | 年間<br>238,468人 | 年間<br>300,000人 |
| 高齢福祉の増進を図ることを目的に設置された市内4館の老人福祉センター利用者の増加を目指します。    |                |                |
| 「こどもの居場所」の数                                        | 21か所           | 29か所           |
| 子ども食堂や学習支援施設など、こどもが家でも学校でもなく居場所と思えるような場所の増加を目指します。 |                |                |

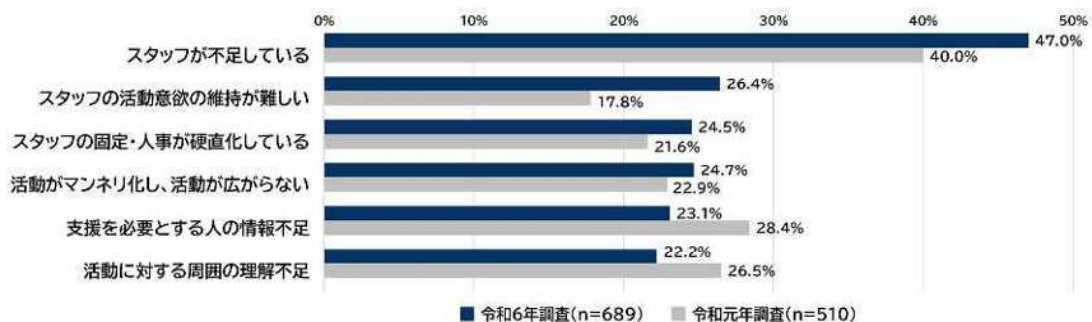
■ボランティアやNPO活動を広げるために必要なこととして、「一人でも気兼ねなく参加できる機会を増やす」や「身近な地域で活動に参加できる機会を増やす」の回答割合が高くなっています。

【ボランティアやNPO活動を広げるために必要なこと(上位5つ)】(市民・団体アンケート)



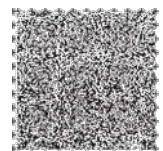
■地域活動を行う上での課題として、「スタッフが不足している」が47.0%と最も高くなっています。

【地域活動を行う上での課題(上位6つ)】(団体アンケート)



■NPO法人が地域活動を行う上での課題に、「活動資金の調達に苦労している」が2番目に高くなっています。

【地域活動を行う上での課題】(団体アンケート・NPOのみ)



## 施策1-2-1

## 地域における交流や多様な活動の場の充実

## ○ 施策の方向性

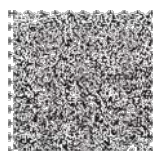
- 高齢者、障がい者、こども、地域の福祉に関わる方が、様々な交流の場やイベントに参加できるように支援します。また、認知症や障がいなどへの理解を深めることで、地域共生社会の実現に向けて、互いに助け合い、つながり合える関係性を醸成します。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                           |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関心のある交流や活動の場へ参加し、地域の人との交流の輪を広げましょう。</li> <li>・ 交流・活動を通じて認知症や障がいなどへの理解を深めましょう。</li> </ul>                                      |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な交流事業への運営に参加し、市民同士が世代の違いや障がい、認知症などの有無にかかわらず交流できる機会づくりに協力しましょう。</li> <li>・ 交流の場を提供し、福祉への理解を深め、地域全体で支える機運を醸成しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流の場やイベントを活用した様々な人々の交流促進を図ります。</li> <li>・ 高齢者や障がいのある方などに配慮した、お互いが交流できる場を提供します。</li> </ul>                                     |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の交流の促進、多様な活動の場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多世代交流の場づくりの推進<br/>(地区センター・公民館、自治会館、市民活動支援センターなど)</li> <li>・ 高齢者などの交流の場づくりの推進<br/>(老人福祉センター、「ふらっと」など)</li> <li>・ 障がい者などの交流の場づくりの推進<br/>(こばと館、しらこばとなど)</li> <li>・ 「ふれあいの日」を通じた地域交流の促進</li> <li>・ 子育て世代の交流の場づくりの推進<br/>(保育所、子育てサロン、地域子育て支援センター、保育ステーション、児童館など)</li> <li>・ 「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」を通じた地域交流の促進</li> <li>・ プレーパーク事業の推進</li> <li>・ 放課後こども教室事業の推進</li> </ul> |



## コラム

### □ 地域の多様な活動の場



#### 地区センター・公民館

地区センター・公民館は、市内13か所にあり、コミュニティ活動や生涯学習活動などの拠点施設となるほか、地区からのまちづくり事業の推進、証明書発行業務、自治会・コミュニティ相談などの相談業務などを行っています。

施設内には、会議室・和室・調理室などがあり、クラブやサークルなどの自主活動をはじめ、市民の皆さんの様々な活動でご利用することができます。



#### 老人福祉センター

60歳以上の市民の方々を対象に、憩いとやすらぎの場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に設置している施設です。



#### 障害者福祉センターこばと館

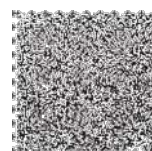
障がい者の各種相談に応じるとともに、教養の向上や社会との交流を促進することを目的とし、創作的活動や音楽活動などに関する講座や教室を実施しています。また、障がいに対する理解を促進するためのイベントや支援者の育成を図る講習会なども実施しています。



#### 子育てサロン

子育ての悩みを相談したり、集まった子育て中のかた同士がおしゃべりしたり、楽しく交流できます。

雨の日でも安心して遊べますので、ぜひ気軽にお立ち寄りください。



## 施策1-2-2

## 地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実

## 施策の方向性

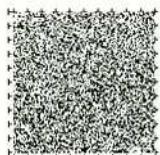
- 地域の担い手に関する情報を積極的に発信し、団体の活動に役立てられるよう支援します。また、活動の場の提供や団体間の連絡調整、活動資金の支援など、団体運営を支える取り組みを推進し、地域活動団体の支援と情報発信の充実を図ります。

## 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                       |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動する団体の取り組みや情報に関心を持ち、自分にできる形で参加や協力をしていきましょう。</li> </ul>                                                                 |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動団体の活動内容を多くの人に知ってもらうため、積極的に情報発信しましょう。</li> <li>・団体活動を通じた地域課題の解決や、子育て支援、こどもの居場所づくりなど、地域の課題解決に向けた取り組みを推進しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動団体の活動をより活性化するための活動の場の提供、活動資金の補助といった活動支援を実施します。</li> <li>・地域活動団体に対する積極的な情報発信を実施します。</li> </ul>                          |

## 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動団体への活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会への加入促進・活動支援</li> <li>・コミュニティ推進協議会への活動支援</li> <li>・市民活動団体の育成・活動支援</li> <li>・クラウドファンディングによるNPO法人などへの活動支援</li> <li>・民生委員・児童委員協議会への活動支援</li> <li>・赤十字奉仕団への活動支援</li> <li>・社会福祉法人の地域公益活動の促進</li> <li>・介護予防・生活支援サービス実施団体への活動支援</li> <li>・障がい者ボランティア団体などへの活動支援</li> <li>・子育てサークル運営団体への活動支援</li> <li>・こども食堂など運営団体への活動支援</li> <li>・子ども会育成連絡協議会への活動支援</li> <li>・PTA連合会への活動支援</li> <li>・学校応援団への活動支援</li> </ul> |



## コラム



## □ クラウドファンディングによるNPOなどへの活動支援

市では、魅力的なふるさとづくりに資する活動を行うNPO法人などの市民活動団体の日々の公益的な活動を支援し、行政との協働のまちづくりを資するため、クラウドファンディングを通じて寄附を募集し、集まった寄附金を「支援事業交付金」として団体へ交付しています。



※事業の詳しい内容は、  
市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：10238



## コラム



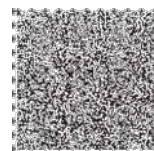
## □ こども食堂

こども食堂は、こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、民間発の自主的・自発的な取り組みによる活動です。

おなかをすかせたこどもへの食事提供から、孤食の解消、味わい深い食材による食育、地域交流の場づくりなど、様々な目的で行われています。



※事業の詳しい内容は、  
市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：93618



【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本方針1-3 必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり

目指す姿

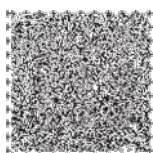
- 地域における困りごとや相談に対して、分野を越えて対応し、関係機関が連携・協力する包括的な支援体制が整備されている。

○ 現状・これまでの主な取り組み

- 見守り活動を通じ、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応を図り、適切な支援へつなぐための「越谷市地域包括支援ネットワーク」をはじめとした、必要な方に支援を届けるための、地域の住民、関係団体、事業者などといった関係者間のネットワークづくりを推進しています。
- 13地区に設置されている「地域支え合い会議」で、地域支え合い推進員が中心となり、居場所づくりのイベントや、スマホの使い方相談会など、地域のニーズに応じた取り組みを行っています。

○ 課題

- ◆ 地域の団体や事業者などとの連携強化が必要です。
  - ・地域活動における現状の連携体制は、市役所、社会福祉協議会、自治会の3つが主になっています。その一方で、今後は、介護・福祉施設や医療機関、企業、大学など幅広い団体や組織との連携も望まれています。このことから、現在の連携関係を活かしつつ、多様な担い手が互いに連携・協働できるような取り組みが求められています。
- ◆ 地域で受ける相談内容は多岐にわたっています。
  - ・地域で活動する団体が、市民の方から受けた生活上の困りごとなどの相談内容は、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」が58.1%と最も多く、家族の介護や経済困窮、障がい、子育てと多岐にわたっていることがわかります。幅広い相談に対応するため、分野を横断した団体や行政との連携が求められています。



## 活動指標



| 指標名                                                                     | 現状値 (R6) | 目標値(R12) |
|-------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 地域包括支援ネットワーク協力事業所数                                                      | 474か所    | 600か所    |
| 高齢者や障がいのある人、その家族など、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、見守りや助け合いに協力する団体数の増加を目指しています。 |          |          |

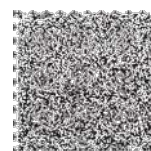
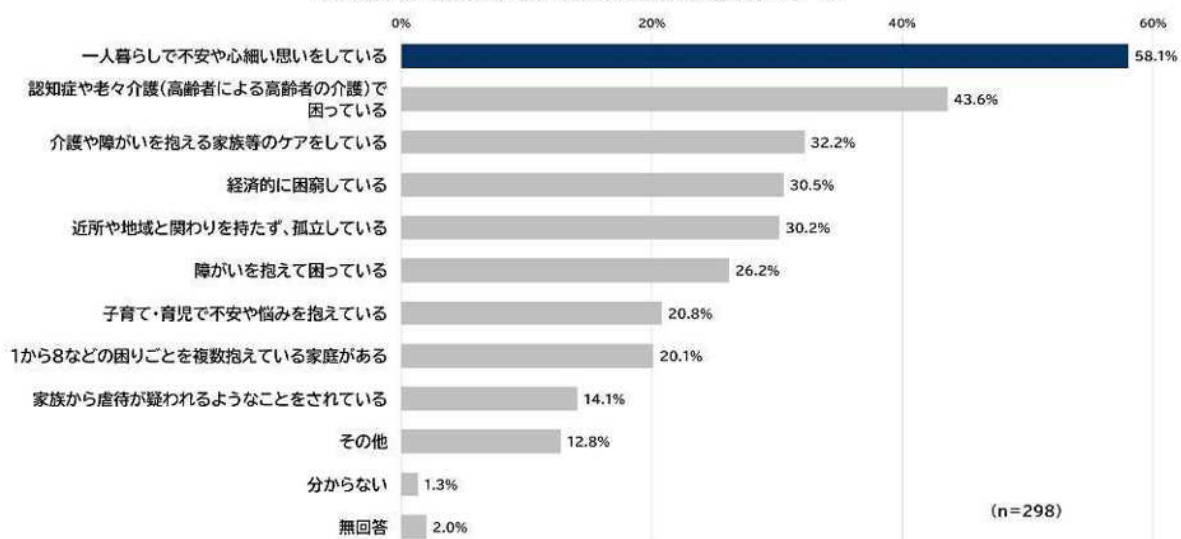
■「連携・協力関係がある組織・団体」については、上位の順から、市役所、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、介護・福祉施設となっています。

【地域活動を行う上で、連携・協力関係がある組織・団体】(団体アンケート)



■相談内容について、上位の順から、「一人暮らしで不安や心細い思いをしている」(58.1%)、「認知症や老々介護(高齢者による高齢者の介護)で困っている」(43.6%)となっています。

【市民から生活上の困りごと等の相談を受けた相談内容】(団体アンケート)



# 施策1-3-1

## 身近な地域における連携強化

### 施策の方向性

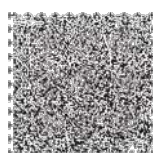
- 地域における困りごとや課題などを把握し、円滑に解決するため、福祉関係団体・専門機関の連携を強化します。

### 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に様々な連携体制があることを理解し、地域で抱える困りごとや課題などについて意見しましょう。</li> <li>・ACP（将来の医療やケアについて周囲の人たちと共有する取り組み）について理解を深め、医療や介護などが必要になるときに備えましょう。</li> </ul>                                       |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会の委員として、市役所と密接に連携し、専門的分野の知見や経験をもとに、地域住民のための福祉サービスの向上を図りましょう。</li> <li>・地域住民の困りごとに寄り添い、関係機関と連携して適切な支援につなぎましょう。</li> <li>・子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワークを充実させましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉関係団体や専門機関、企業との連携を強化するための、地域内の様々なネットワークの充実や連携強化に向けた事業を充実させます。</li> </ul>                                                                                                    |

### 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                     | 内容                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審議会を通じた専門職、学識経験者などとの連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉審議会の運営</li> <li>・地域包括ケア推進協議会の運営</li> </ul>                                                                                                        |
| 福祉関係団体や専門機関、企業との連携強化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会との連携強化</li> <li>・地域包括支援ネットワークの推進</li> <li>・在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・地域支え合い会議の推進</li> <li>・子育て支援ネットワークの推進</li> <li>・民間企業との連携による移動販売の推進</li> </ul> |



## コラム



### □ 地域支え合い会議

高齢者の方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の関係者が集まり、地域の中で困っていることやあったらいいなと思うことについて、支え合い活動によってできる仕組みを検討しています。



※各地区の取り組みについては、  
社会福祉協議会ホームページを  
ご覧ください。



## コラム



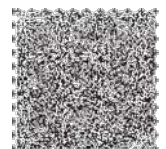
### □ 民間企業との連携による移動販売

市では、ウエルシア薬局株式会社と株式会社カスミと連携し、乗合交通が利用しづらいとされる地域を中心に、食料品や日用品などの移動販売を実施しています。



どなたでも利用できますので、  
お気軽に販売場所へお越しください。

※最新の販売場所は、  
市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：96337



【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本方針2-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

目指す姿

- 複雑・複合化した地域生活課題に対応するため、関係機関が連携し、状況に応じ相談者に寄り添い、関わりを持ち続ける伴走型支援が行われている。

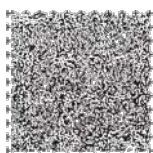
現状・これまでの主な取り組み

- 分野横断型の包括的な相談体制を構築するため、検討組織として、「地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」を令和3年度に設置して、地域共生社会の実現に向けた連携を図っています。
- 地域住民からの相談内容は、複雑化・複合化しており、1つの部署、1つの福祉分野だけでは対応が困難なことがあります。例えば、8050問題のような複雑・複合的な課題に対し、市では重層的な支援体制の整備のための組織体を整備し、課題に円滑に対応できるための体制づくりを行っています。
- 相談者に寄り添いつつ、その人の支援につながるよう、関わりを持ち続ける「伴走型支援」は非常に大切なため、本市では、生活困窮者への自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援などを行っています。

課題

◆ 庁内連携の強化が必要です。

- ・アンケートの結果をみると、「悩みごとを抱えた際に、市役所の中で様々な部署同士が連携して、一緒に解決してくれる」かどうかは、「できている」「ある程度できている」を合わせても37.7%にとどまっており、市役所内の連携強化が必要です。



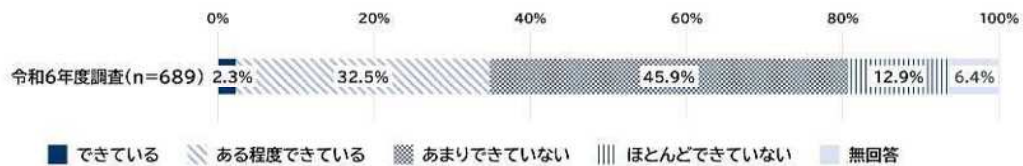
活動指標



| 指標名                                                                          | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 自立相談支援事業により自立に向けた改善がみられた人の割合<br>自立支援プランを作成した生活困窮者の自立に向けての改善がみられた割合の増加を目指します。 | 100%     | 100%      |
| 子どもの学習・生活支援事業参加率<br>生活保護世帯及び生活困窮者世帯のこどもが学習教室に参加した割合の増加を目指します。                | 32.8%    | 40%       |
| 重層的支援に係る会議の開催数<br>複合的な課題を抱えた世帯に対する支援の方向性を検討する会議の開催数の増加を目指します。                | 年間14回    | 年間18回     |

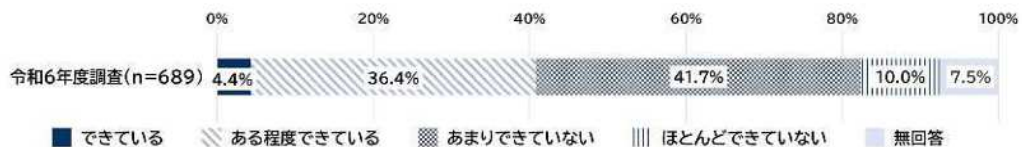
■約6割の方が、地域の中で活動団体や専門機関のつながりができていないと回答しています。

【地域の中で、活動団体や専門機関のつながりが強化されているか】(団体アンケート)



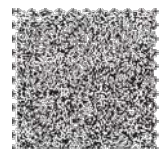
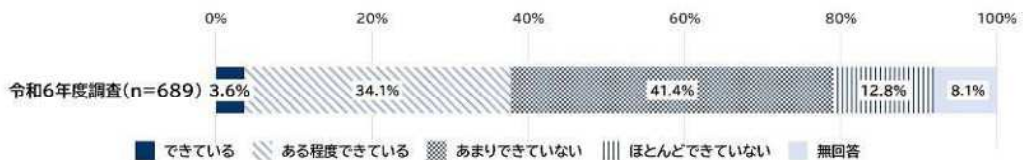
■約4割の方が、困りごとや悩みを市役所等に相談でき、早く解決につながると回答しています。

【困りごとや悩みを市役所等に相談がしやすく、早く解決につながるか】(団体アンケート)



■約4割の方が、相談ごとに対し市役所内で部署間連携ができていると回答しています。

【悩み事を抱えた際に、市役所の中で様々な部署同士が連携して、一緒に解決してくれるか】(団体アンケート)



## 施策2-1-1

## 複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実

## ○ 施策の方向性

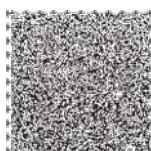
- 相談体制の強化及び庁内での連携を充実することで、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民からの相談に対し、迅速かつ横断的に対応できるようにします。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いざというときに、自分の不安や悩みを相談できる人や窓口を把握し、悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう。</li> </ul>                                                                                                                   |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中で困りごとを抱えている人がいたときは、話を聞き、必要に応じて相談機関につなげる意識を持ちましょう。</li> <li>・ 様々な支援制度や相談窓口、情報ツールを理解・活用し、困りごとを抱える人への支援を実施しましょう。</li> <li>・ 複雑・複合化した課題を抱える世帯への、各関係機関の連携による包括的な支援を実施しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談体制の充実を図るとともに、庁内連携のさらなる強化を図ります。</li> <li>・ 関係機関との連携したワンストップな支援による、迅速な支援を実施します。</li> </ul>                                                                                            |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談体制の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難を抱える女性への支援の充実</li> <li>・ 生活困窮者自立支援事業の推進（内包計画P. 64）</li> <li>・ 子どもの学習・生活支援の充実</li> <li>・ 自殺対策事業の推進</li> <li>・ レスパイトサービスの利用促進</li> <li>・ 地域生活支援拠点などの充実</li> <li>・ ひきこもりの方の居場所づくり</li> <li>・ 子どもつながりSNS相談@越谷の利用促進</li> </ul> |
| 庁内連携のさらなる強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重層的支援体制整備事業の実施（内包計画P. 72）</li> <li>・ ひきこもり支援体制の構築</li> <li>・ DV被害者支援と児童虐待との連携強化</li> <li>・ ケアラー支援体制の強化</li> <li>・ 再犯防止に向けた活動の推進（内包計画P. 68）</li> </ul>                                                                       |



## コラム

## □ ケアラー・ヤングケアラー



「ケアラー」とは、高齢、身体上または精神上の障がいまたは疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人です。

## ケアラーはこんな人たちです

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: Izumi Shiga



障害のある子どもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻りに通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



障害や病気のある家族の世話をいつもうまくこなしている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアが必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

「ヤングケアラー」とは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者で、おおむね30歳未満の方（場合によっては40歳未満の方も対象となる）。

## こんな人がヤングケアラーです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・糖尿病・精神疾患など慢性疾患のある家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

※ケアラー支援に関する詳しい内容は、市ホームページをご確認ください。



HP 番号：59686

## 施策2-1-2

## 適切な支援につなぐための庁内外の連携強化

## ○ 施策の方向性

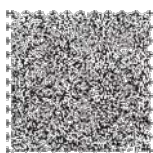
- 複雑な課題を抱える地域住民に対し、適切な支援を提供するため、行政機関と支援団体のネットワークを活用した連携体制の強化及び情報共有の円滑化を図ります。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | ・ 困りごとの内容や要望を自分なりに整理し、いざというときに市役所や適切な福祉機関に相談できるよう準備しましょう。                                       |
| 互助・共助<br>(地域) | ・ 各会議を通じた課題把握及び専門職の立場から支援を必要とする人への適切な支援を提供しましょう。<br>・ 地域でのつながりの中で地域課題の共有や解決方法を検討し、支援の充実を図りましょう。 |
| 公 助<br>(行政)   | ・ 行政と支援機関のネットワークを活用した連携・情報共有を強化します。                                                             |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                          | 内容                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政と支援機関のネットワークを活用した連携・情報共有の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分野横断的な取り組みを推進する庁内連携会議の運営</li> <li>・ 地域共生社会に関する庁内研修会の開催</li> <li>・ 重層的支援会議の運営</li> <li>・ 地域ケア会議の運営</li> <li>・ 障害者地域自立支援協議会の運営</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>・ ケアラー支援推進員の配置</li> </ul> |



## ガイド

## 庁内連携会議の運営

## ～分野横断的な複合課題への対応～

本市では、包括的支援体制を推進するため、令和3年度から「地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」を設置し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象別の制度だけでは、支援が困難な複合課題を抱える方への対応について協議しています。

### □ 会議構成（令和8年度4月時点）

関係課所の課長級の連携会議と管理職・主幹級の部会の2層構造としており、相談支援機関の所管課及びケースワーカー配置課で構成しています。

#### 【構成部課所】12課所

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 高齢介護部  | 高齢福祉課、地域包括ケア課           |
| 市民協働部  | 市民相談課                   |
| 福祉部    | 福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課       |
| 子ども家庭部 | 子ども政策課、子ども福祉課、子ども家庭センター |
| 保健医療部  | 健康づくり推進課、保健総務課こころの健康支援室 |
| 学校教育部  | 教育センター                  |

### □ 協議事項

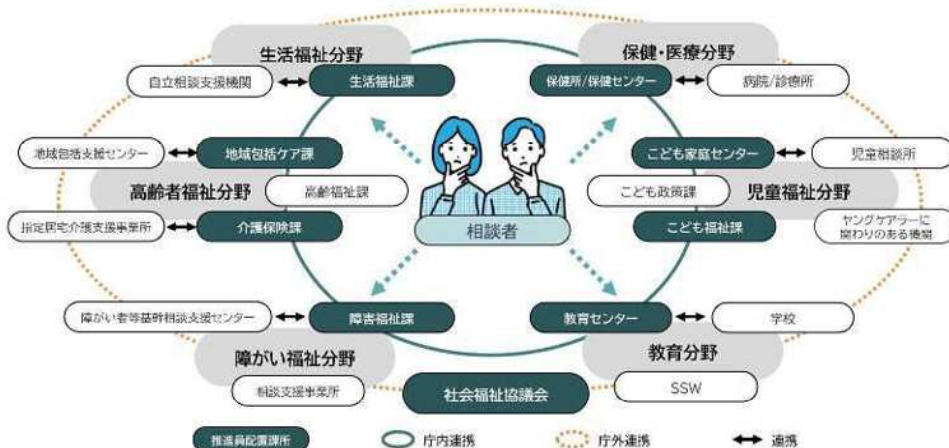
#### ・重層的支援体制整備事業に関すること

事業開始に向けた実施体制の検討や、複合事例を抱えた市民へのケースへの対応について検討を行い、本会議の協議を経て、令和4年度から重層的支援体制整備事業が開始することとなりました。

#### ・ケアラー支援に関すること

ケアラー支援における本市の支援体制を整備するため、令和5年6月にケアラー実態調査を行い、その結果を踏まえ、相談支援体制の構築やケアラー支援推進員の配置、ケアラー支援の手引きやケアラー支援ガイドブックの作成について、本会議の協議を経て、進めることとなりました。

#### 【ケアラーを支える関係課所と関係機関】出典 ケアラー支援の手引き



【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本方針2-2 社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり

目指す姿

- 困っている人が地域の中で孤立しないように、安心して自ら支援を求めることができる体制が整備されている。

現状・これまでの主な取り組み

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が生じており、その結果、自殺、虐待などの社会問題に加え、近年では、「ひきこもり」問題や単身世帯の増加に伴う「孤独・孤立」も全国的な問題として顕在化しています。
- 「生活自立相談よりそい」、「障がい者等基幹相談支援センター」、「こども家庭センター」、「女性・DV相談支援センター」など、多様な分野の相談窓口を設置し、相談支援体制の充実を図っています。
- 認知症の方や身寄りのない高齢者、障がい者などの権利擁護の仕組みとして、成年後見制度の普及と利用促進を図り、令和3年には、「成年後見センターこしがや」に中核機関としての機能を追加しました。成年後見センターへの相談件数は年々増加傾向になるなど、制度利用のニーズが高まっています。

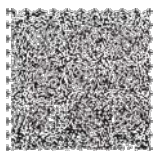
課題

◆ 相談支援体制の充実と支援を必要とする人を把握する仕組みの充実が必要です。

- ・生活上の困りごとを身近な場所で気軽に相談できると考える市民は27.0%、困りごとや悩み、孤立などを抱えている人が適切な支援につながる仕組みが充実していると答えたのが23.5%と低くなっています。
- ・市では、地域包括支援センターや障がい者等基幹相談支援センターの開設や、地域で活動している民生委員・児童委員による支援など、相談支援体制の充実を図っておりますが、今後は、これらの支援に加えて、個々の市民や、地域の団体・ボランティアなどによる見守りも大切になっています。

◆ 権利擁護の仕組みの推進と周知が必要です。

- ・「成年後見制度の周知度」について、アンケートの結果をみると、約4割の方が「制度は知っているが、活用する必要がない」に回答しています。また、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」人も約3割、「言葉も聞いたことがなく、制度もまったく知らない」が約2割となっています。
- ・そのため、引き続き制度の周知と、利用が適切と考えられる人には、制度につながる支援を行うことが必要です。



## 活動指標



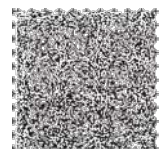
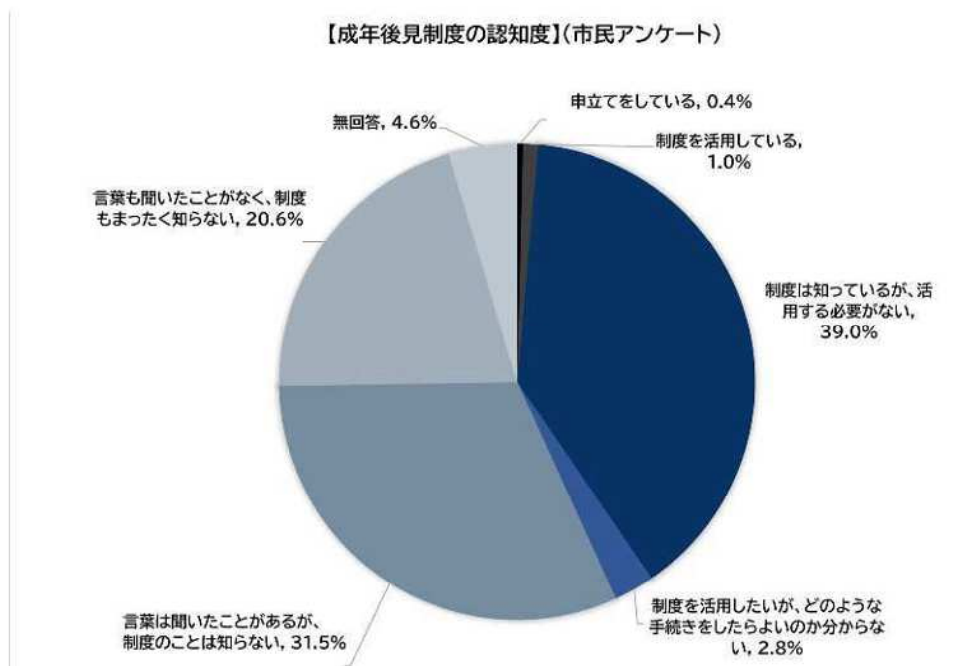
| 指標名                                                           | 現状値 (R6)         | 目標値 (R12)    |
|---------------------------------------------------------------|------------------|--------------|
| 地域包括支援センターへの新規相談件数                                            | 年間<br>3,863件     | 年間<br>4,700件 |
| 高齢者などの生活に対して必要な支援を総合的に行う地域包括支援センターへの新規相談件数の増加を目指します。          |                  |              |
| 民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数                                         | 年間<br>106.8日     | 年間<br>120日   |
| 市民への声掛けや訪問、相談対応のほか、スキルアップのための勉強会や研修への参加など、民生委員の活動日数の増加を目指します。 |                  |              |
| 障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合                                       | 54.3%<br>(令和7年度) | 100%         |
| 障がいや障がいのある人に対する理解が進んだと回答した市民の割合の増加を目指します。                     |                  |              |

■困りごとや悩みを抱えている人を支援につなぐ仕組みや身近な場所で気軽に相談できる場所について、充実していると回答した方は3割未満でした。



\*割合は、「できている」「ある程度できている」の合計

■成年後見制度について、約5割の方が「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」及び「言葉も聞いたことがなく、制度もまったく知らない」と回答しています。



## 施策2-2-1

## 身近な地域で相談できる場や機会の充実

## ○ 施策の方向性

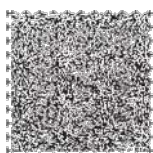
- 地域住民にとって身近な地域で相談できるよう、相談支援体制を充実させることで、地域生活課題に対し迅速に対応します。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段から地域の中でつながりを持ち、相談しやすい関係性を育みましょう。</li> <li>・ 身近な地域で相談できる場所を把握しましょう。</li> </ul>                                                     |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者やその家族から相談を受けた場合には、その世帯のニーズを把握し、適切な支援者や行政機関とつなぐ役割を果たしましょう。</li> <li>・ 地域住民から相談を受けた際は、支援機関・団体が互いに連携を図り、課題解決に向けて支援しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な地域での相談機会を充実させます。</li> <li>・ 様々な支援ニーズに対応する相談窓口を充実させます。</li> </ul>                                                                 |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                 | 内容                                                                                                                             |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身近な地域での相談機会の充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員による見守りの充実</li> <li>・ オレンジカフェの設置</li> <li>・ 認知症サポーター活動（チームオレンジ）の推進</li> </ul> |
| 様々な支援ニーズに対応する相談窓口の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種相談窓口の充実（地域包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活自立相談よりそいなど）</li> </ul>               |



## 施策 2-2-2

## 支援が必要な人を把握するための連携強化

## ○ 施策の方向性

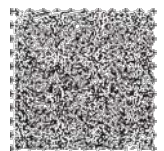
- 地域で支援を必要としている人を把握し、適切な相談窓口につなぐことができるよう、連携強化を図ります。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                                            |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での積極的なあいさつ・声かけを実施し、顔の見える関係づくりを目指しましょう。</li> <li>・ 地域の中で、支援が必要な人をつなぐための取り組みがあることを理解し、必要なときに活用しましょう。</li> </ul>                                                |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困りごとを抱える人が孤立しないように、地域の中で見守りながら、必要なときは適切な支援につなげましょう。</li> <li>・ 地域包括支援センターなどの専門機関との顔の見える関係を構築しましょう。</li> <li>・ 市の福祉関連課との連携、情報共有によって、支援が必要な人を把握しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援が必要な人を把握し、適切な相談窓口につなぐための取り組みを推進します。</li> </ul>                                                                                                               |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                  | 内容                                                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援が必要な人をつなぐための取り組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員との連携、協力体制の強化</li> <li>・ アウトリーチなどを通じた継続的支援事業の実施</li> </ul> |



## 施策2-2-3

## 権利擁護と虐待防止のための仕組みの充実

## ○ 施策の方向性

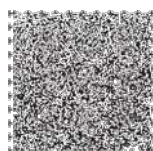
- 権利擁護や虐待防止に関する仕組みについて、関係機関との連携を強化するとともに、制度に対する理解の促進や適切な利用に向けた周知・啓発を図ります。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                    |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護や虐待に関する正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。</li> <li>・ いざというときに、自分の不安や悩みを相談できる人や窓口を把握し、悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談しましょう。</li> </ul>        |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携により、支援が必要な世帯の早期発見・虐待防止を実践しましょう。</li> <li>・ 地域における介護者の孤立や家庭内のSOSなど、虐待につながるサインを早期発見し、適切な相談窓口につなぎましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な利用に向けた、成年後見制度の利用促進を図ります。</li> <li>・ 権利擁護・虐待防止のための関係機関との連携強化を図ります。</li> </ul>                                        |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                       | 内容                                                                                                                                    |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の利用促進<br>(内包計画P. 60) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の普及・啓発</li> <li>・ 相談支援</li> <li>・ 利用促進に向けた体制整備</li> <li>・ 後見人への支援</li> </ul>           |
| 権利擁護・虐待防止のための関係機関との連携強化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の権利擁護の推進</li> <li>・ 障がい者の権利擁護の推進</li> <li>・ こどもの権利擁護の推進</li> <li>・ こどもの意見表明の推進</li> </ul> |



## コラム

### □ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の方々から相談を受け、必要に応じ市役所や適切な福祉機関につなぐ「地域の身近な相談相手」です。

本市では、地域ごとに担当区域が割り振られており、約450人の委員が活躍しています。

何か困りごとがあるときは、担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

※民生委員・児童委員の詳細内容は、  
市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：8437



## コラム

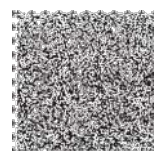
### □ 孤独・孤立対策

社会構造の変化により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。

「孤独」とは、主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的な概念であり、つながりや助けのない状態を指します。

孤独・孤立に至る背景や感じ方・捉え方は人によって多様ですが、「望まない孤独」や「悩みや困りごとを一人で抱え込んでしまう孤立状態」にある方々に適切な支援を届けることができるよう、各種取り組みを進めてまいります。

※孤独・孤立対策の詳細内容は、  
市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：68217



## ガイド

## 福祉の相談窓口一覧

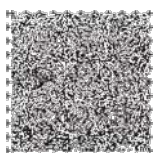
## □ 高齢者・介護に関する相談 \*市役所開庁時間 月～金（祝日・年末年始除く）8:30～17:15

| 内容                                        | 相談窓口                      | 電話番号<br>(048) | FAX番号<br>(048) | 備考                     |
|-------------------------------------------|---------------------------|---------------|----------------|------------------------|
| 介護保険制度について                                | 介護保険課                     | 963-9125      | 965-3289       | *開庁時間と同じ               |
| 高齢者の総合相談について                              | 地域包括支援センター 桜井             | 970-2015      | 970-2016       | 8:30～17:30<br>(日・祝日休)  |
|                                           | 地域包括支援センター 新方             | 977-3310      | 940-3339       | 9:00～17:00<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 増林             | 963-3331      | 940-0145       | 8:45～18:15<br>(日休)     |
|                                           | 地域包括支援センター 大袋             | 971-1077      | 971-8770       | 8:30～17:30<br>(日休)     |
|                                           | 地域包括支援センター 大袋<br>せんげん台出張所 | 940-1315      | 940-1315       | 9:00～17:00<br>(日休)     |
|                                           | 地域包括支援センター 荻島             | 978-6500      | 940-1140       | 8:30～17:30<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 出羽             | 985-3303      | 988-8866       | 8:45～17:30<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 蒲生             | 985-4700      | 972-6070       | 8:45～18:15<br>(日休)     |
|                                           | 地域包括支援センター 川柳             | 990-0753      | 971-5310       | 8:30～17:30<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 大相模            | 993-4258      | 993-4259       | 8:30～17:30<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 大沢             | 972-4185      | 972-4186       | 9:00～17:00<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 北越谷            | 940-8080      | 940-8081       | 8:30～17:30<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 越ヶ谷            | 966-1851      | 965-3855       | 8:30～17:15<br>(土日・祝日休) |
|                                           | 地域包括支援センター 南越谷            | 999-6651      | 999-6678       | 9:00～18:00<br>(日・祝日休)  |
| 地域包括支援センターについて、<br>認知症支援について、介護予防につ<br>いて | 地域包括ケア課                   | 963-9163      | 963-9199       | *開庁時間と同じ               |

地域包括支援センターの受付時間は、今後変更になる場合があるので、ご注意ください。

## □ 障がい・こころの健康に関する相談

| 内容                            | 相談窓口                                                                                 | 電話番号<br>(048)                                | FAX番号<br>(048)                               | 備考       |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------|
| 障がい者の相談について                   | 障害福祉課 ※18歳以上                                                                         | 967-5137<br>963-9164                         | 963-9171                                     | *開庁時間と同じ |
| 障がい児の相談について                   | こども福祉課 ※18歳未満                                                                        | 963-9172                                     | 963-3987                                     | *開庁時間と同じ |
| 障がい者（児）の生活全般に関する<br>相談について    | 障がい者等基幹相談支援センター・北部<br>障がい者等基幹相談支援センター・東部<br>障がい者等基幹相談支援センター・南部<br>障がい者等基幹相談支援センター・西部 | 999-6015<br>999-6551<br>945-6144<br>985-3386 | 976-6160<br>969-7001<br>945-7449<br>985-6683 | *開庁時間と同じ |
| こころの健康相談、ひきこもり相談、<br>自殺対策について | こころの健康支援室                                                                            | 963-9214                                     | 963-9171                                     | *開庁時間と同じ |



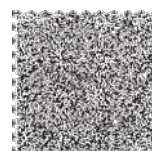
## □ 妊婦・こども・青少年に関する相談

| 内容                              | 相談窓口         | 電話番号<br>(048)        | FAX番号<br>(048) | 備考                                                                |
|---------------------------------|--------------|----------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 妊産婦と子育て世帯、こどもに関する相談援助について       | こども家庭センター    | 963-9319<br>963-9179 | 963-3987       | *開庁時間と同じ                                                          |
| 乳幼児の育児相談について                    |              | 961-8040             |                | *開庁時間と同じ                                                          |
| 保育所等の入所について                     | 保育支援課        | 963-9167             | 963-3987       | *開庁時間と同じ                                                          |
| こどものしつけや行動、親子関係に関する相談について       | 家庭児童相談室      | 963-9319             | 963-3987       | 月～金（祝日・年末年始除く）<br>9:00～16:00                                      |
| 学童保育室の利用について                    | 保育施設課学童保育推進室 | 963-9158             | 963-8421       | *開庁時間と同じ                                                          |
| 教育相談について（義務教育段階まで）              | 教育センター       | 962-9300             | 963-5026       | 月～土（祝日・年末年始除く）<br>9:20～16:40(来所)<br>9:00～19:00(電話)<br>※土のみ16:40まで |
| 青少年（中学卒業後～30歳代）及びその保護者の悩み相談について | 青少年相談室       | 964-0272             |                | 月・火・水・金（祝日・年末年始除く）<br>9:00～16:00                                  |

## □ その他

| 内容                                | 相談窓口                   | 電話番号<br>(048)          | FAX番号<br>(048) | 備考                                                                                                   |
|-----------------------------------|------------------------|------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活保護制度の利用について                     | 生活福祉課                  | 963-9162               | 963-9174       | *開庁時間と同じ                                                                                             |
| 生活困窮者自立支援について                     | 生活自立相談よりそい             | 963-9212               |                | *開庁時間と同じ                                                                                             |
| 女性のなやみ、配偶者などからの暴力の相談などについて        | 越谷市女性・DV相談支援センター       | ①963-9176<br>②970-7415 |                | ①月～金（祝日・年末年始除く）<br>10:00～16:00<br>②水・金（祝日・年末年始除く）<br>17:00～20:00<br>土 10:00～16:00<br>※第2・第4土曜日は午前中のみ |
| 男性のなやみについて                        | 人権・男女共同参画推進課           | 971-6201               |                | 第2土曜日（電話相談のみ）<br>13:00～16:00                                                                         |
| 購入した商品の品質やサービス、契約・訪問販売のトラブルなどについて | 越谷市立消費生活センター           | 965-8886               |                | 月～金（祝日・年末年始除く）<br>9:30～12:00/<br>13:00～15:30                                                         |
| 成年後見制度について                        | 成年後見センター こしがや          | 966-2281               |                | 月～金（祝日・年末年始除く）<br>8:30～17:00                                                                         |
| 相談場所がわからない場合                      | なんでも相談窓口<br>（おくやみコーナー） | 963-9150               |                | *開庁時間と同じ                                                                                             |
| おくやみ業務について                        |                        |                        |                |                                                                                                      |

※最新の連絡先は、越谷市ホームページ上で公開しています。



## 成年後見制度の普及と利用（第二期越谷市成年後見制度利用促進計画）

### 「成年後見制度利用促進計画」について

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度です。

本市では、令和3年4月に策定した第一期越谷市成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の利用促進に向けた取り組みを進めてまいりました。越谷市社会福祉協議会が運営する「成年後見センターこしがや」を中心に、地域連携ネットワークを構築し、制度の周知・啓発など、関係機関との連携した体制づくりに取り組んでいます。

今後も成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれることから、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、さらなる制度の普及と制度の利用促進を図ります。

### 現状と課題 成年後見制度の利用状況推移（参照P. 13）

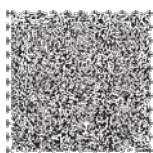
- 成年後見制度の認知度は低く、制度について多くの人に知られていない現状です。さらに、利用に際しては経済的な負担や手続きの複雑さなどが原因で、利用に至らない場合があります。こうした状況を踏まえ、引き続き制度の周知を進めるとともに、利用に向けた支援体制の充実が求められます。
- 制度の利用者の中には、抱えている問題が多分野かつ複雑化しており、成年後見制度だけでは対応できない多様なニーズを持つ方も多くなっています。このような場合には、様々な分野の専門職が連携し、包括的な支援を行うことが重要です。
- 市民後見人<sup>※注1</sup>については、単独での受任が難しい事例が多く、受任件数の伸びが鈍化している傾向があります。そのため、受任に向けた体制づくりなどが必要となります。

### 主な取り組み

本市では、国の第二期成年後見利用促進基本計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、以下の考え方にに基づき、制度の利用促進に取り組んでいきます。

- ① 行政、福祉、医療、司法、地域住民など多様な主体が連携すること
- ② 成年後見制度の円滑な利用促進を図ること
- ③ 本人の尊厳を尊重した生活の継続と地域社会への参加に向けた支援を行うこと

※注1：弁護士や司法書士などの資格は持たず、市町村などの支援を受けながら、成年後見人などとして業務を担う市民のこと。



## ○地域連携ネットワークの体制強化

本計画では、本人が自分らしい生活を続け、地域の一員として安心して暮らし続けられるよう、これまでの取り組みを踏まえながら、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

### （ア） 権利擁護支援チーム

概要：成年後見人や親族、保健・福祉・医療などの関係者が連携し、日常的に本人の生活を見守りながら、その意思や希望を尊重し、必要な権利擁護支援を行う仕組みです。

構成：成年後見人、親族、相談支援専門員、介護支援専門員、医療機関、民生委員など

### （イ） 中核機関

概要：成年後見制度の周知啓発（広報機能<sup>※注2</sup>）、相談支援（相談機能<sup>※注3</sup>）、制度利用に必要な手続きや支援体制の整備（利用促進機能<sup>※注4</sup>）、各関係機関との協力・連携体制の強化を行う（後見人支援機能<sup>※注5</sup>）。

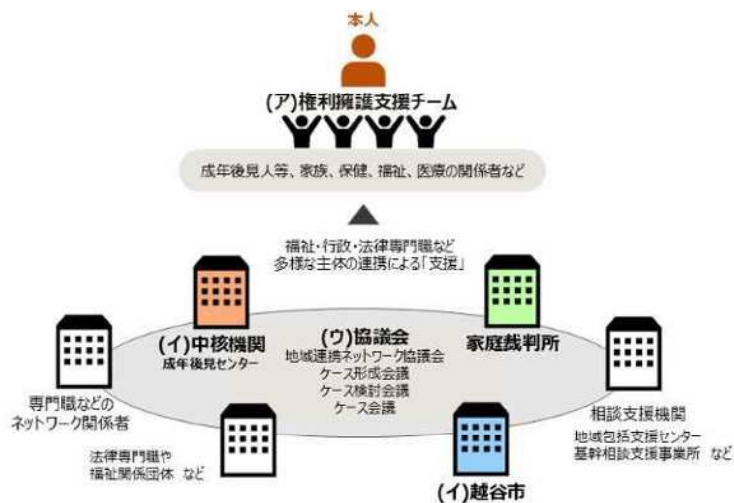
構成：成年後見センターこしがや（越谷市社会福祉協議会）、越谷市

### （ウ） 協議会

概要：権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者団体など、地方公共団体の関係機関が連携を強化し、自発的な協力を進めていく。

構成：越谷市、成年後見センターこしがや、専門職団体、当事者団体など

＜地域連携ネットワークイメージ図＞

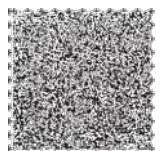


※注2：成年後見制度の周知啓発を行う。

※注3：本人や関係者などからの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、支援を行う。

※注4：申立てに関する相談や支援、適切な後見人候補者の調整、市民後見人の育成などを行う。

※注5：本人や成年後見人などの権利擁護支援チームからの相談対応を通じ、行政、福祉、司法などの地域連携ネットワークの各主体と連携しながら後方支援を行い、後見人の活動支援を行う。

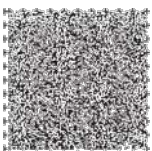


### ○地域連携ネットワーク支援機能の充実に向けた取り組み

地域連携ネットワークの機能の充実を図るため、中核機関を中心として、広報、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能に基づき、多様な取り組みを進めていきます。

| 取り組み             | 内容                                                                                                | 広報機能 | 相談機能 | 利用促進機能 | 後見人支援機能 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------|---------|
| 成年後見制度の周知・啓発     | パンフレットやチラシなどを、地区センターなどの関係機関に配布します。                                                                | ●    |      |        |         |
| 出前講座・出張相談の実施     | 老人福祉センターなどにおいて、制度に関する講座や出張相談を実施します。                                                               | ●    | ●    |        |         |
| 成年後見制度の利用相談      | 制度を必要とする方が、適切に制度を利用できるよう、相談業務を実施します。                                                              | ●    | ●    |        |         |
| 関係者向け研修の実施       | 福祉や医療などの関係者を対象とした制度に関する研修を実施します。                                                                  |      | ●    | ●      |         |
| 関係機関を含めたケース会議の開催 | 制度の必要性を検討するため、本人の支援に関わる関係機関が連携し、支援方針を協議します。                                                       |      | ●    | ●      |         |
| 成年後見制度の利用支援      | 申立てに関する手続き支援や費用負担の軽減に向けた助成制度の周知などを通じて、制度の利用に向けた支援を行います。                                           |      |      | ●      |         |
| 関連支援事業との連携       | 成年後見制度による支援に限らず、本人の状況や支援の必要性に応じて、適切な支援につなげられるよう、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）※注6などの関連する支援事業との連携を図ります。 |      |      | ●      |         |
| ケース検討会議の開催       | 申立て前に、市や中核機関、専門職団体などが、本人の権利擁護の視点を踏まえ、制度利用の必要性や適切な成年後見人などの選任、支援方針について検討を行います。                      |      |      | ●      | ●       |
| ケース形成会議の開催       | 成年後見人などの選任後、関係機関が支援状況を共有し、課題解決に向けた支援方針を協議します。                                                     |      |      | ●      | ●       |
| 市民後見人の確保・活動支援    | 関係機関と連携し、市民後見人の確保に努めます。また、市民後見人に対する相談や研修などを行い、安心して継続的に活動できるよう支援します。                               |      |      | ●      | ●       |
| 地域連携ネットワーク協議会の開催 | 中核機関や専門職団体、当事者団体などが、連携を強化し、後見業務に関する情報共有、意見交換などを行う協議会を開催します。                                       |      |      |        | ●       |

※注6：判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用支援や生活に必要な金銭の出し入れなどについて支援を行う。本市では、越谷市社会福祉協議会が実施している。



〈参考〉

国の第二期成年後見利用促進基本計画の基本的な考え方について（厚生労働省資料より）

令和4年3月に策定された国の計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていく」とあります。

本市においても、この考え方を踏まえ、本人の尊厳を尊重した支援を地域で進めるとともに、制度の利用促進に取り組んでいきます。



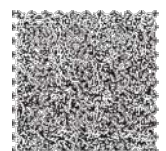
コラム

□ 成年後見センター こしがや



成年後見センターこしがやは、社会福祉協議会に設置され、令和3年10月から成年後見制度の中核機関として、地域における権利擁護の中心的役割を担っています。

制度の周知・啓発、相談支援、申立て手続き支援、市民後見人の育成・支援など、成年後見制度の利用促進に関する様々な取り組みを関係機関と連携しながら行っています。その他に、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）も実施し、判断能力に不安のある方への日常的な支援を行っています。



## 生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）

### 「生活困窮者自立支援方策」について

稼働年齢層（15歳から64歳）を含む生活保護受給者の増加や、非正規雇用労働者、年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることから、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。

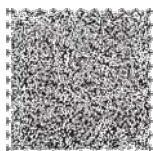
この制度は、生活保護受給世帯における「貧困の連鎖」に対応するため、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第2のセーフティネットの充実・強化を図るものです。

基本理念として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の2つの目標を掲げており、生活困窮者に対する具体的な支援の特徴として、5つの支援（包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援）が示されています。また、5つの支援を実施するにあたり、3つの倫理（権利擁護、中立性・公平性、秘密の保持）を踏まえながら支援することが求められています。

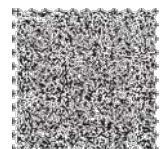
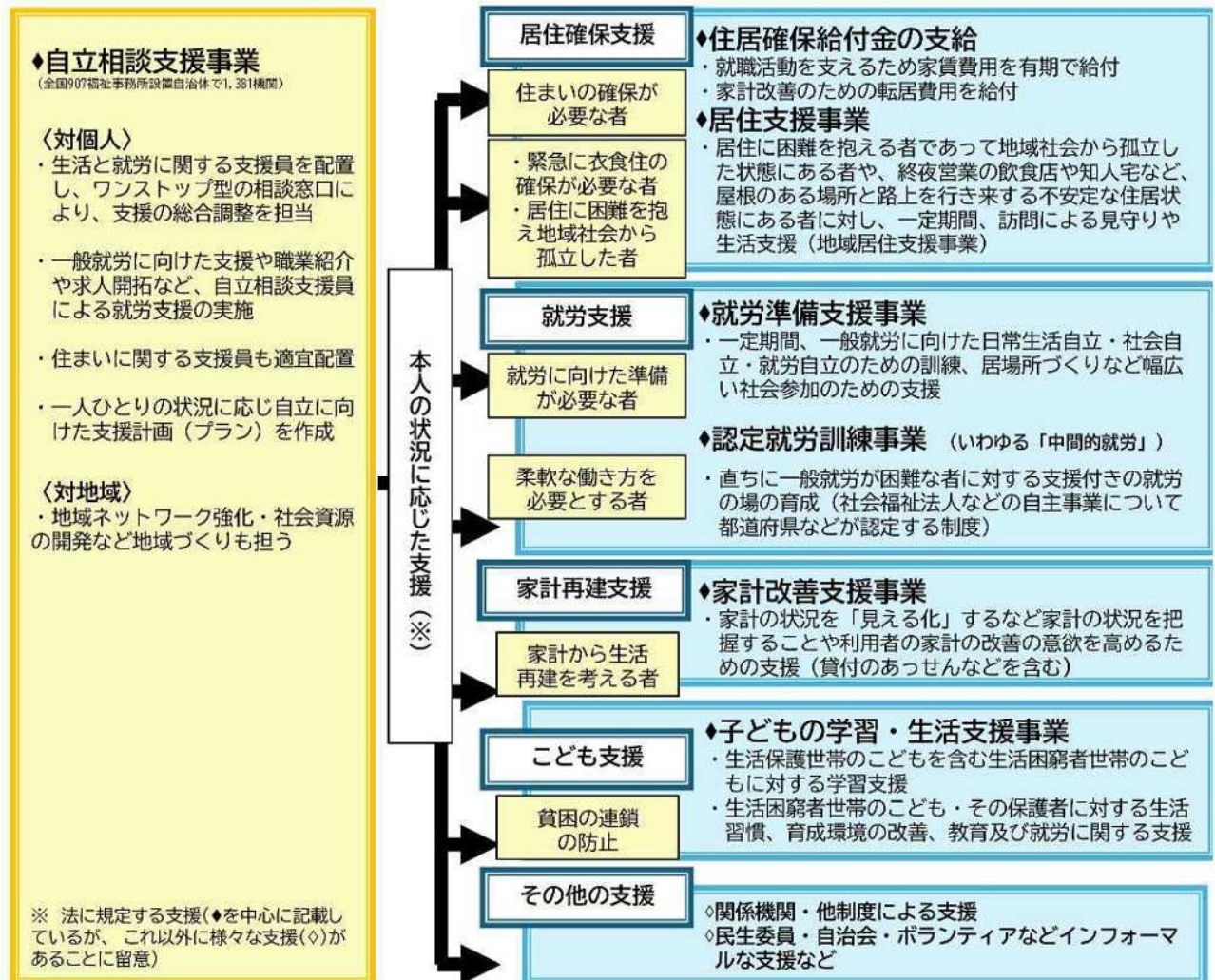
生活困窮者自立支援方策については、平成26年3月27日 厚生労働省社会援護局通知（社援0327発第13号）の中で、「地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、具体的に盛り込むべき事項」として示されていることから、この項目を「越谷市生活困窮者自立支援方策」と位置づけ、生活困窮者自立支援事業の推進を図っています。

近年の制度改正について、令和6年4月24日に公布された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）による改正後の法では、単身高齢者世帯の増加などを踏まえ住居確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援などを通じて、生活困窮者などの自立のさらなる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、支援関係機関の連携強化などの措置が示されました。

これまで本市では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業を行ってきましたが、改正法を踏まえ、令和7年4月より、居住支援事業も実施しております。



## 生活困窮者自立支援制度の概要※国資料一部改変



## 現状と課題 越谷市内の保護率の推移(参照P. 10)

- 生活困窮者自立支援事業を効果的に行うためには、庁内関係各課所、他機関専門職などとの連携・情報共有が不可欠です。生活に困窮する方は多くの場合、経済的な問題のほか、親の介護、子育て、教育など、様々な課題を有しています。様々な分野の専門職が連携し、継続的に支援をすることが、再び困窮状態となることを防ぐことにつながります。
- 子どもの学習・生活支援事業について、生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対し、継続的に利用を促進していますが、利用者は対象者の約32.8%にとどまっています。  
「貧困の連鎖」を防止することを目的に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣や、進学に関する支援など、様々な面からアプローチを行うため、こどもと保護者双方に利用の促進が必要です。

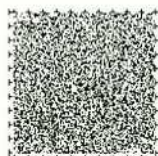
## 主な取り組み

本市では、経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、債務、社会的な孤立など生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることから、以下の取り組みを推進し、「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援の実現を目指します。

### ○関係各課、相談支援機関の連携強化と情報共有による生活困窮者の把握

生活困窮者の実態把握と支援の強化を目的として、関係機関との連携を深め、情報共有を図ります。これにより、生活困窮者の早期発見と効果的な支援につなげることを目指します。

| 取り組み内容                                               |
|------------------------------------------------------|
| 生活困窮者の実態を把握するため、各相談支援機関と協力し積極的な訪問を行います。              |
| 学校や各相談支援機関との連携を強化し、ひきこもりやこどものいる生活困窮者世帯の把握に努めます。      |
| 関係各課の連携（庁内連携会議など）を図り、情報共有を行うことにより、効果的な支援プランの作成に努めます。 |
| 住まいの相談窓口を設置し、居住支援を必要とする対象者の把握に努めます。                  |



### ○経済的自立に向けた継続的な支援

生活困窮者の経済的自立を目指し、関係機関との緊密な連携のもと、継続的な支援に取り組みます。複雑化する生活課題の解決に努め、自立に向けた包括的なサポートを行い、生活困窮者の自立と社会参加の実現を目指します。

#### 取り組み内容

関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、継続的な支援を行うことにより、複雑化する問題の解決に努めます。

就労サポート「つながり」、生活自立相談よりそい、ハローワークなど、就労関係機関との連携を図り生活困窮者の経済的自立に努めます。

社会資源の活用（就労先の開拓）、社会参加の場づくり（訓練事業所の開拓）に取り組みます。

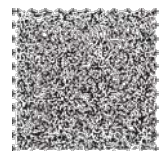
### ○支援事業の周知と利用促進

生活困窮者の早期発見と支援につなげるため、制度の周知と利用促進に取り組みます。地域のキーパーソンとの連携や、対象世帯への直接的な情報提供を通じて、支援サービスの利用拡大を図ります。

#### 取り組み内容

民生委員・児童委員や地域住民に広く制度を周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会充実を図ります。

対象となるこどものいる生活保護世帯や生活困窮者世帯に対し、制度の周知を行い子どもの学習・生活支援の利用を促進します。



## 再犯防止に向けた活動の推進（第2次越谷市再犯防止推進計画）

### 「再犯防止推進計画」について

再犯防止の推進は、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要な取り組みです。

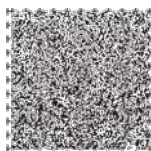
本市では、犯罪をした人の社会復帰を支援し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、令和3年4月に「越谷市再犯防止推進計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

その後、国において令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、埼玉県においても令和6年3月に「第2期再犯防止推進計画」が策定されましたが、本市としても、第1次計画からの課題に引き続き取り組むとともに、犯罪をした人への「息の長い支援」を行い、安全・安心な地域社会づくりをさらに進めるため、このたび、「第2次越谷市再犯防止推進計画」を策定するものです。

なお、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

### 現状と課題 越谷市の再犯率の推移（参照P. 12）

- 日本国内の刑法犯の認知件数は平成14年にピークを迎え、国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に「犯罪対策閣僚会議」を設置しました。その後、刑法犯検挙者数は令和4年に169,409人まで減少していましたが、令和5年は183,269人と増加に転じています。
- 全国の検挙人員における「再犯者」の割合は令和2年まで上昇し続け、49.1%となりましたが、令和3年以降は減少傾向にあります。
- 本市において「再犯者」の割合は令和2年に55.9%と高い数値でしたが、その後令和5年まで減少傾向となりました。しかし、令和6年には56.1%となり、再び再犯者の割合が増加している状況です。ただ、再犯者数については、平成30年をピークに減少傾向となっております。
- 犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援を要する方もいます。また、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪をする人も多くいます。不安定な就労状況や生活環境が再犯リスクに結びつきやすいことから、更生し、社会復帰を目指す人が、その能力を発揮するための就労・居住環境の整備を含めた包括的な支援が求められています。
- 刑事司法手続きが終了した方においても、保護観察の対象外である満期釈放者の刑事施設への再入率が高いことを踏まえ、地域における様々な関係機関が連携しつつ、刑事司法手続き終了後も含めた切れ目のない「息の長い支援」を行うことが必要です。



## 主な取り組み

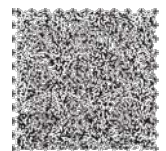
再犯の防止のためには、犯罪をした人がその犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。

本市では、犯罪をした人の中には貧困や疾病、嗜癖（依存症、中毒など）、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、様々な生きづらさを抱えていることを理解し、複雑な生活上の課題に対し、関係機関が連携して包括的な支援を行うとともに、犯罪に至った背景を理解し、地域社会への円滑な復帰を支援する環境の整備を目指しています。

### ○更生保護団体、非行防止の関係機関との連携・支援の充実

社会復帰を目指す人たちの相談に乗り援助を行っている「更生保護団体」や、非行防止に関する取り組みを行っている関係機関との連携を密にし、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境をつくり、切れ目のない息の長い支援を行います。

| 取り組み内容                             |
|------------------------------------|
| 保護司会、更生保護女性会との連携強化・支援の充実           |
| 更生保護サポートセンター（管内市町保護司の活動拠点）に対する運営支援 |
| 市町村再犯防止等推進会議（法務省主催）への参加            |
| 地域支援ネットワーク（更生保護地域寄り添い支援事業）への参画     |
| 保護司の面接場所の確保                        |
| 更生保護と福祉の連携の推進                      |
| 民生委員・主任児童委員による見守り・声かけ              |
| 青少年指導員との連携強化・支援の充実                 |



○広報・啓発活動を通じた犯罪防止や更生活動への理解促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じ、犯罪の防止や更生活動に関する地域での理解を促進します。

| 主な取り組み                    |
|---------------------------|
| 社会を明るくする運動の推進             |
| 広報紙、ホームページ、SNSを活用した広報活動   |
| 更生保護団体と小中学校との連携推進         |
| 麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力、薬物依存の相談 |
| 犯罪防止街頭キャンペーンの実施           |

○就労・居住支援の充実

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労・居住の支援関係者と連携し、機会を創出します。

| 主な取り組み         |
|----------------|
| ハローワークとの連携強化   |
| 生活困窮者自立支援事業の促進 |
| 協力雇用主登録事業の促進   |

コラム

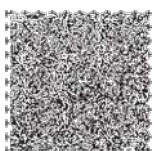
□「社会を明るくする運動」とは

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を作ろうとする全国的な運動です。

毎年7月が強調月間となっており、本市は本運動の推進と実施を図るために推進委員会を立ち上げ、駅頭啓発活動などの事業を行っています。



※事業の詳細内容は、市ホームページをご確認ください。  
HP 番号：8425



## 「更生保護地域寄り添い支援事業」について

令和4年10月から、更生保護地域寄り添い支援事業（旧称：更生保護地域連携拠点事業）が、さいたま保護観察所の委託事業として、法務省保護局から指定を受けて実施されています。

本市は、令和5年1月にさいたま保護観察所から本事業への参画依頼を受け、令和5年2月より参画機関となっております。

参画機関は、市役所、保健所、公共職業安定所、社会福祉協議会、保護司会、更生保護女性会、生活困窮者自立相談支援事業「よりそい」、さいたま保護観察所、埼玉県就労支援事業者機構、埼玉県更生保護地域寄り添い支援事業所の10団体です。（順不同。令和7年7月22日現在）

団体間の連携強化を目的として、団体間の会議を行い、相談事例の検討などを行っています。

### 《更生保護地域寄り添い支援事業》イメージ図



出典：法務省資料（令和6年度版 再犯防止推進白書）より

## 重層的支援体制整備事業の推進（越谷市重層的支援体制整備事業実施計画）

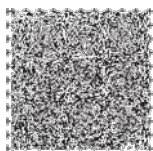
### 重層的支援体制整備事業の実施

#### ○重層的支援体制整備事業に関する基本方針

近年、全国的に少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、福祉の現場では、一つの世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。

本市では、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に必要な支援につなげるため、重層的支援体制整備事業を実施し、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に取り組むことで、個別支援と地域に対する支援の両面から、課題解決を目指します。

#### ○重層的支援体制整備事業の全体像



## 各実施事業及び体制

### ○包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野において実施されている既存の相談支援体制を維持し、相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、相談の内容や状況に応じて、適切な支援機関につなぐほか、他の支援機関と連携を図りながら支援を行います。

また、相談者の抱える課題が複雑化・複合化しており、支援機関の連携や役割を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につなぎます。

| 対象分野 | 運営機関            | 設置数  | 運営形態 | 対象圏域  |
|------|-----------------|------|------|-------|
| 高齢   | 地域包括支援センター      | 13か所 | 市委託  | 各担当圏域 |
| 障がい  | 障がい者等基幹相談支援センター | 4か所  | 市委託  | 各担当圏域 |
| こども  | こども家庭センター       | 1か所  | 市直営  | 市全域   |
| 生活困窮 | 生活自立相談よりそい      | 1か所  | 市委託  | 市全域   |

### ○多機関協働事業

支援機関などからつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例などに対して支援を行います。

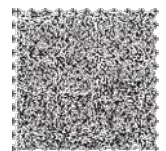
本事業では、単独の支援機関では対応が難しいケースに対して、各機関の役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整を行います。

| 運営機関       | 設置数 | 運営形態           | 対象圏域 |
|------------|-----|----------------|------|
| 越谷市社会福祉協議会 | 1か所 | 市委託<br>※一部直営あり | 市全域  |

### ○アウトリーチなどを通じた継続的支援事業

複合化、複雑化した課題を抱えているために支援が届いていない地域住民及びその世帯に対し、訪問などを通じて世帯の抱える課題を把握し、本人や家族と継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援を行います。

| 運営機関       | 設置数 | 運営形態 | 対象圏域 |
|------------|-----|------|------|
| 越谷市社会福祉協議会 | 1か所 | 市委託  | 市全域  |



## ○参加支援事業

対象者が抱える課題やニーズに応じて、地域の社会資源を活用し、様々な集いの場や居場所への参加の支援、調整を通じて、対象者やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

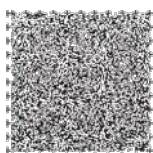
また、必要に応じて、参加後の地域の居場所において、対象者の状態や希望に沿った支援が実施できているかのフォローアップなどを行い、社会とのつながりを持つ機会を継続できるよう働きかけます。

| 運営機関       | 設置数  | 運営形態 | 対象圏域 |
|------------|------|------|------|
| 越谷市社会福祉協議会 | 1 か所 | 市委託  | 市全域  |

## ○地域づくり事業

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの各分野で実施されている、地域づくりに関わる既存の事業を活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や機会づくりに取り組みます。

| 対象分野           | 実施事業                                                                        | 運営形態               | 圏域                                                |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------|
| 高齢             | 地域介護予防活動支援事業<br>個人または団体への介護予防活動の参加や自主活動への支援                                 | 市委託                | 市内全域                                              |
|                | 生活支援体制整備事業<br>地域の高齢者支援ニーズと地域資源の把握、高齢者の生活支援と介護予防サービスの資源開発                    | 市委託                | 市全域<br>(1層：1か所)                                   |
|                |                                                                             | 住民主体<br>(1層SC運営補助) | 日常生活圏域<br>(2層：13か所)                               |
| 障がい            | 地域活動支援センター事業<br>地域で障がい者に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活・社会生活への支援 | 市設置承認              | 市全域<br>(市内2か所)                                    |
| こども            | 地域子育て支援拠点事業<br>地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを実施            | 市委託<br>※一部直営あり     | 市全域<br>(子育てサロン：<br>市内5か所)<br>(地域子育て支援センター：市内14か所) |
| 生活困窮<br>(地域福祉) | 生活困窮者支援等のための<br>地域づくり事業<br>地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図る。                    | 市直営                | 市内全域                                              |



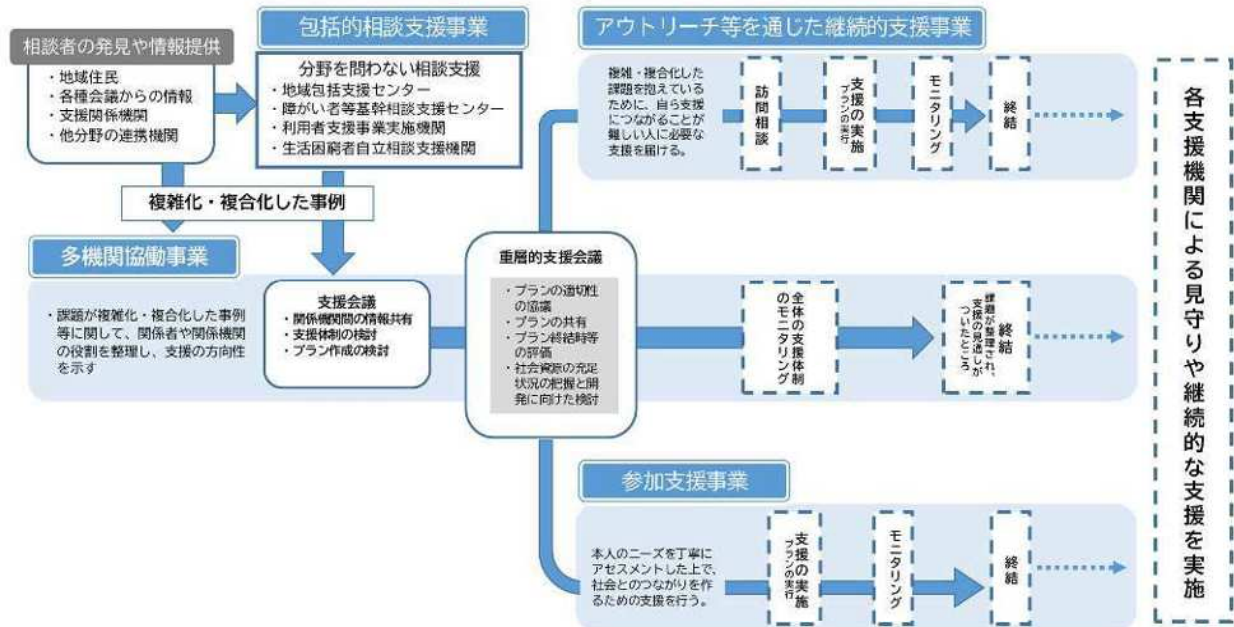
## 重層的支援会議の体制

### ○重層的支援会議・支援会議の流れ

各相談窓口で受け止めた相談に、複雑化・複合化した課題があり、支援機関の連携や役割を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につながります。

多機関協働事業では、各機関の役割分担や支援の方向性の整理といった事例全体の調整を行うため、まず、支援に関わる実務者を招集し、情報共有や支援体制の検討などを行う支援会議を開催します。会議の中で、各機関の役割分担や支援目標・方向性をプランに位置づけて整理する必要がある場合は、本人同意を得た上で、支援プランを作成し、重層的支援会議でプランの適切性を協議します。

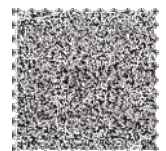
プラン策定後は、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業や参加支援事業など、プランに位置づけられた支援を行います。



### ○連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、庁内連携会議を設け、包括的な支援体制に関する事項を中心に、各事業の推進に関する検討を行います。

個別支援については、重層的支援会議・支援会議を活用し、適切な支援につなげています。



## 【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

### 基本方針3-1 福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり

#### 目指す姿

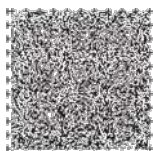
- 福祉を取り巻く環境の変化やニーズの高まり・多様化に応じて、福祉サービスの質がさらに向上し、サービスに関する情報提供が充実している。

#### 現状・これまでの主な取り組み

- 本市では、広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて、福祉サービスや相談窓口の周知に取り組んできました。近年ではSNSを活用した、情報発信にも取り組んでいます。
- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
- 多言語による情報発信や、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の推進など、誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実を図ってきました。
- 指導監査の実施や第三者評価の活用により、提供する福祉サービスの質の向上に努めてきました。

#### 課題

- ◆ 支援を必要とする人に必要な情報を提供することが必要です。
  - ・「誰もが必要としている情報を入手できているか」については、「あまりできていない」「ほとんどできていない」の合計が50.5%と過半数を占めています。そのため、多種多様な情報提供ツールを活用することで、市民が必要な情報を必要とときに取得できる仕組みをつくる必要があります。
- ◆ 地域福祉の担い手に対しても情報提供が必要です。
  - ・「地域福祉を担う主体に対して、市役所・社会福祉協議会はどのような支援をすればいいか」という質問に対して、「活動上必要な情報の提供」と回答した割合が、55.0%と最も高い回答割合を占めています。そのため、地域福祉活動に関する情報を集約するとともに、「見える化」していく必要があります。
- ◆ さらなる福祉サービスの質の向上が必要です。
  - ・「サービスの質の確保や苦情解決の仕組みにより質の高い福祉サービスを受けられているか」では、「できている」、「ある程度できている」と回答した割合が30.7%、また、団体アンケートでは38.0%と過半数を下回っており、サービスの質の向上が必要です。



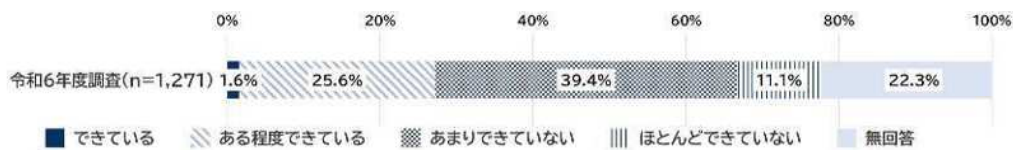
## 活動指標



| 指標名                                                      | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|----------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 社会資源情報を「見える化」する仕組みの構築                                    | —        | 検討・実施     |
| 生活課題への相談窓口や地域で活躍する住民主体の福祉活動といった社会資源情報を発信する仕組みの構築・運用を目指す。 |          |           |

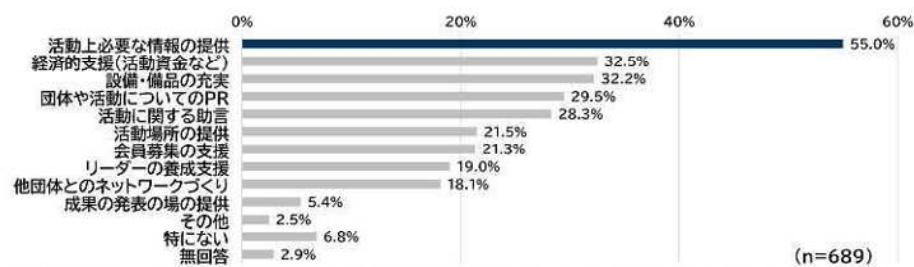
## ■情報発信の方法について、約5割の方が、必要としている情報を入手できていないと回答

【(点字や要約筆記など)誰もが必要としている情報を入手できているか】(市民アンケート)



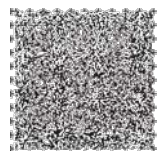
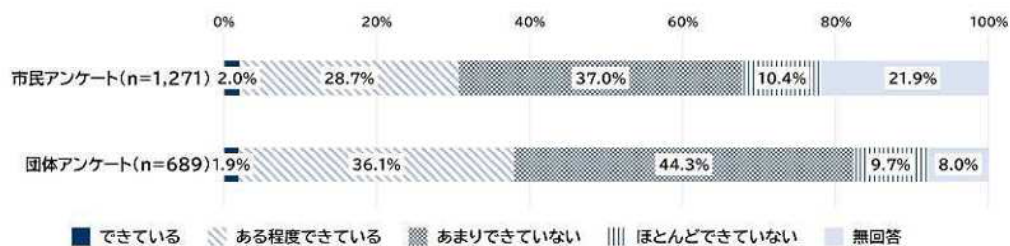
## ■市役所・社会福祉協議会に期待する支援で最も多かったのは「活動上必要な情報の提供」と回答

【市役所・社会福祉協議会に期待する支援】(団体アンケート)



## ■サービスの質の確保や苦情解決の仕組みについて、半数以上の方が質の高い福祉サービスを受けていないと回答

【サービスの質の確保や苦情解決の仕組みにより質の高い福祉サービスを受けられているか】(市民・団体アンケート)



## 施策3-1-1

## 必要な情報を届けるための情報発信の充実

## ○ 施策の方向性

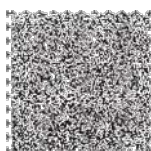
- 支援を必要とする人が、必要としている情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報発信の充実を図ります。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政や地域の団体が発信する情報への関心をもち、必要なときに自ら活用できるようにしましょう。</li> <li>・ 自分に合った情報の入手手段（広報紙、SNSなど）を把握し、継続的に情報を受け取れるようにしましょう。</li> <li>・ 手話や要約筆記など、様々なコミュニケーション方法を理解しましょう。</li> </ul> |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報入手が困難な人に対し、必要な情報を提供しましょう。</li> <li>・ 福祉、子育てなどに役立つ情報を地域へ発信しましょう。</li> </ul>                                                                                        |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰でも必要な福祉サービスに関する情報が得られるよう、「広報こしがや」や市のホームページ、各分野で作成する冊子など、多様な媒体を活用します。</li> <li>・ 高齢者や障がい者、外国人など、情報収集や意思疎通が困難な方への情報発信を充実させます。</li> </ul>                             |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                | 内容                                                                                                                                                |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報媒体などの積極的な活用       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報こしがや、市のホームページ、各種行事などを通じての福祉に関する啓発・広報活動の実施</li> <li>・ 様々な広報媒体を活用した積極的なPR活動の実施</li> </ul>                |
| 誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者や要約筆記者などの派遣や養成などの実施</li> <li>・ 多言語による情報発信（コシガヤメッセージャー）</li> <li>・ こしがや子育てネットを通じた子育て情報の提供</li> </ul> |



## ガイド

# 越谷市で発行しているパンフレット

### あんしん介護保険 (介護保険課)

要介護認定の手続きをはじめ介護保険サービスの内容、利用者の費用負担を軽減するための制度や各地域包括支援センターなどを紹介する冊子です。



### 認知症支援ガイドブック (地域包括ケア課)

日常生活の中で、認知症が疑われたときなど、早期に相談先を見つけ、適切な医療・介護サービスなどを受けられるようにするために、変化していく状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)を示す冊子です。



### 越谷きらきらポイント (高齢福祉課)

スマートフォンアプリを使って、歩いたり、脳トレしたり、市のイベントに参加したりすることで、健康づくりをしながらポイントをためることができる事業の冊子です。



### こしがや子育てガイドブック (こども政策課)

越谷市の行政情報や様々な子育てに関する情報を年齢ごとに集約し、より活用しやすくとまとめた情報誌です。また、パソコンやタブレット、スマートフォンなどでもご覧いただける電子書籍での発行もしています。



### 保育施設・幼稚園などのご案内 (保育支援課)

保育施設や幼稚園などの利用申込手続きや必要書類、保育サービスを紹介しています。



### 越谷市の障がい者福祉ガイド (障害福祉課)

障がいのある方が必要な情報を迅速に得られるように作成した越谷市の障がい者福祉に関する総合案内書です。表裏表紙と目次のページに音声コード「Uni-Voice」(ユニボイス)が印刷されています。



### 広げよう心のバリアフリー (障害福祉課)

社会から障がいを理由とする差別をなくすためには、すべての人が障がいへの理解を深める必要があります。本書では、様々な障がいなどの特性や、障がいにかかわるマーク、手話などを紹介しています。



### 障がいのある人への虐待をなくすために (障害福祉課)

虐待によって、障がい者の権利や尊厳がおりやかされることのないよう、地域で協力して虐待を防止する必要があります。本書では、障害者虐待防止法の概要や、虐待の種類、相談窓口などを紹介しています。



### 手話いいね!! (障害福祉課)

より多くの市民に手話や手話を使う方を知っていただくため、簡単な手話での表現や聴覚に障がいのある方の生活、手話以外のコミュニケーション方法、手話の関係団体や手話サークルなどを紹介しています。



### 生涯学習クラブ・サークル・団体ガイド (生涯学習課)

市内の公共施設などで活動している『教育・芸術・文化、スポーツ・レクリエーション』などの各種団体を分野別に掲載している生涯学習情報誌です。(2年に1度、奇数年度に発行しています)



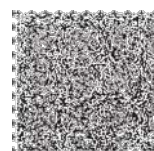
### 生涯学習リーダーバンク (生涯学習課)

『芸術・文化、家庭生活・趣味、スポーツ・レクリエーション』などの生涯学習に関する講師や指導者を分野別に掲載している生涯学習情報誌です。(2年に1度、偶数年度に発行しています)



### 住まいの終活ノート (建築住宅課)

空き家予防の取り組みのひとつとして、所有者の気持ちを早いうちから整理し、相続などについて家族で話し始めるきっかけとするため、住まいに重点を置いたエンディングノートとしてご活用ください。



### 施策3-1-2

### 福祉サービスの質の向上

#### 施策の方向性

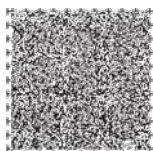
- 質の高い福祉サービスを安心して利用者が受けられるよう、監査や第三者評価などを活用した質の確保や、苦情解決のための仕組みの充実を図ります。

#### 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度についての理解を深め、福祉保健サービスの利用において苦情などがある場合、必要に応じて適正に利用しましょう。</li> </ul>                        |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は第三者評価の受審により、サービスの質の向上を図りましょう。</li> <li>・利用者が適切にサービスを選択できるよう、必要な情報を開示しましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査や第三者評価などを活用し、福祉サービスの質の向上を図ります。</li> <li>・苦情解決のための仕組みを充実させます。</li> </ul>                 |

#### 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み           | 内容                                                                                                                                                                   |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービスの質の確保と向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設・事業所への指導監査の実施</li> <li>・第三者評価システムや外部評価の活用促進</li> <li>・介護相談窓口や介護サービス相談員の充実</li> <li>・保育所などの質の確保・向上のための取り組み強化事業</li> </ul> |
| 苦情を解決する仕組みの充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設などにおける苦情解決制度の活用促進</li> <li>・福祉保健オンブズパーソン制度の推進</li> </ul>                                                               |



## コラム



### □ 手話通訳者や要約筆記者などの派遣

聴覚や言語機能に障がいのある方に対し、専門知識を有する手話通訳者や要約筆記者を派遣するコミュニケーション支援事業を実施しています。

派遣を希望する場合は、事前に申請が必要となります。



※手話通訳者及び要約筆記者の利用に

ついては、市ホームページを  
ご確認ください。

HP 番号：8610



## コラム



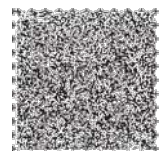
### □ 福祉サービス第三者評価

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。福祉サービスの質の向上を図るきっかけとなる仕組みです。

特別養護老人ホーム、保育所、障がい者の生活介護など、福祉サービス全般が対象です。評価の結果は、事業所の同意のもと埼玉県ホームページで公表されます。

※第三者評価については、

埼玉県ホームページをご確認ください。



## 【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

### 基本方針3-2 福祉のまちづくり

#### 目指す姿

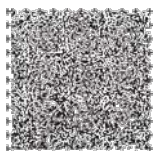
- 地域住民が安全に安心して住み続けられるよう、「福祉のまちづくり」が推進され、防犯・防災、公共交通、居住・就労など、多種多様な分野において、福祉の視点が行き届いている。

#### 現状・これまでの主な取り組み

- 防犯・防災については、高齢者や障がい者、こどもなど支援が必要な人が、犯罪被害や災害で困ることがないように、地域力を活かした防犯・防災対策の促進を図るため、青色防犯パトロールの実施や自主防災組織への活動支援、障がい者災害時支援バンダナの配布などに取り組んできました。
- 公共交通については、誰もが生活しやすい環境を整備するため、持続可能な公共交通ネットワークの形成やノンステップバスの導入促進、歩道や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進してきました。
- 居住支援については、単身高齢者の増加や持家率低下などの住まいの課題を受け、令和7年4月から生活困窮者自立支援法が一部改正され、福祉と住宅の連携強化による居住支援を実施していくことが明確化されました。
- 誰もが自分らしく働くことができるよう、若年者や高齢者、障がい者、生活保護受給者などに対する多様な就労支援を展開し、就業前後の切れ目ない支援体制の整備を進めています。

#### 課題

- ◆ 災害に対応するための体制整備と互助意識の醸成が必要です。
  - ・防犯・防災対策について、「できている」「ある程度できている」と肯定的な回答は34.2%にとどまり、「あまりできていない」「ほとんどできていない」と否定的な回答が45.7%と上回りました。今後は、地域のつながりや支え合いを活かした防犯・防災対策の充実が求められます。
- ◆ 公共交通ネットワークの維持・充実と利用促進が必要です
  - ・公共交通機関、特に路線バスについては全国的にバス乗務員の不足で、路線の減便、廃止が進んでおり、本市においても例外でない状況です。
  - ・建物のバリアフリー化や、バスなどの公共交通の充実について、肯定的な回答は36.2%にとどまり、否定的な回答の47.9%を下回りました。バリアフリー化や公共交通の充実など、誰もが暮らしやすい環境づくりの推進が求められます。

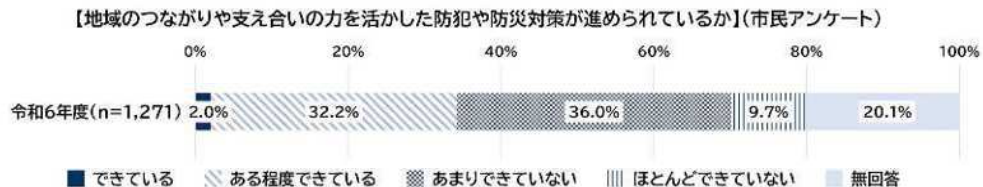


## 活動指標

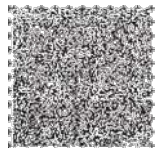
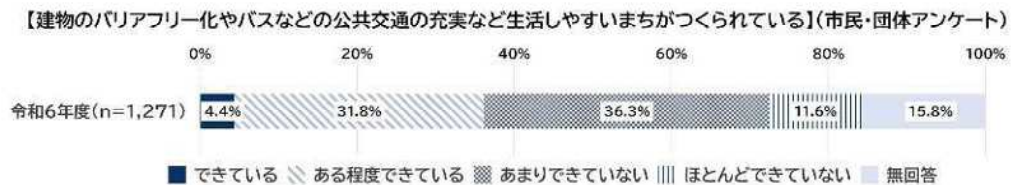


| 指標名                                                                      | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|--------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 地域防災リーダーの養成講座参加者数                                                        | 累計878人   | 累計1,400人  |
| 地域防災リーダー養成講座の参加者数の増加を目指します。                                              |          |           |
| 自主防犯活動団体数                                                                | 累計259団体  | 累計280団体   |
| 市内の自主防犯活動団体数の増加を目指します。                                                   |          |           |
| 越谷げんき de MaaS登録者数                                                        | —        | 累計35,000人 |
| 越谷げんき de MaaS登録者数の増加を目指します。                                              |          |           |
| セーフティネット住宅登録戸数                                                           | 累計2,271戸 | 累計2,700戸  |
| 高齢者、低額所得者、障がい者、被災者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅登録戸数の増加を目指します。 |          |           |
| 就職相談件数                                                                   | 累計1,204件 | 累計3,300件  |
| 若年者、就職氷河期世代、女性及びシニア世代の就職相談件数の増加を目指します。                                   |          |           |

### ■「地域のつながりや支え合いの力を活かした防犯や防災対策」について、「できている」「ある程度できている」と回答した方の合計は約34%



### ■「建物のバリアフリー化や、バス等の公共交通の充実など、生活しやすいまちがつくられている」について、「できている」「ある程度できている」と回答した方の合計は約36%



## 施策3-2-1

## 地域力を活かした防犯・防災対策の推進

## ○ 施策の方向性

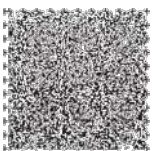
- 地域住民が安全に安心して暮らせるよう、防犯・防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主的な防犯・防災活動を行っている団体などへの支援を推進します。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防犯・防災活動団体の取り組みを理解し、積極的に参加しましょう。</li> <li>・障がい者災害時支援バンダナといった目印やヘルプカードなどの緊急連絡先が把握できるものを携帯するなど、日頃から防災への意識を高め、自分の安全を守るための備えを進めましょう。</li> <li>・子ども達を見守る「ながら見守り」といった、日常生活に防犯の視点を取り入れた活動への理解を深め、活動に参加しましょう。</li> </ul>         |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や自治会においては、災害時の地域住民の安否確認、要配慮者への支援、避難誘導、避難所運営などの地域防災活動の中核的な役割を発揮しましょう。</li> <li>・社会福祉法人による、災害時の要配慮者の受け入れ、福祉避難所における専門的な支援やケアを提供しましょう。</li> <li>・自主防犯団体や防犯パトロールアドバイザーによる、啓発活動などを通じた、住民一人ひとりの防犯意識の普及啓発を図りましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・防災意識を醸成します。</li> <li>・地域の自主的な防犯・防災活動団体を支援します。</li> </ul>                                                                                                                                                                |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                 | 内容                                                                                                                                                                        |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防犯・防災意識の醸成           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者支援制度の促進</li> <li>・障がい者災害時支援バンダナの周知・啓発</li> <li>・青少年指導員への活動支援</li> <li>・防災訓練や防災講座の実施</li> <li>・消防団活動による地域防災力の向上</li> </ul> |
| 地域の自主的な防犯・防災活動団体への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織への活動支援</li> <li>・災害情報を伝達する仕組みの充実</li> <li>・福祉避難所の体制整備</li> <li>・地域の防犯活動への支援</li> </ul>                                      |



## 施策3-2-2

## 生活しやすい環境づくりの推進

## 施策の方向性

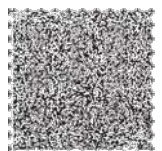
- 誰もが生活しやすい環境を整備するため、まちのユニバーサルデザイン化や利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成、移動に困難がある人への外出支援を推進します。

## 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け（買い物など）をお願いし合える関係をつくりましょう。</li> <li>・「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の向上を図り、日常生活の中で公共交通機関を積極的に利用しましょう。</li> <li>・外出に不安がある場合は、外出支援などの制度を活用しましょう。</li> </ul> |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者、妊婦をはじめ、誰もが快適に路線バスを利用するためのノンステップバス導入を促進しましょう。</li> <li>・運転士不足への対応として、運転士の積極的な募集及び育成を推進しましょう。</li> </ul>                                                           |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちのユニバーサルデザイン化を推進します。</li> <li>・利便性が高く持続可能な公共交通を形成します。</li> <li>・移動に困難がある人の外出支援を充実させます。</li> </ul>                                                                        |

## 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み               | 内容                                                                                                                                            |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちのユニバーサルデザイン化の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> <li>・駅ホームドアの設置促進</li> <li>・ノンステップバスの導入促進</li> <li>・交通安全施設整備事業の実施</li> </ul> |
| 利便性が高く持続可能な公共交通の形成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通サービスに関わる情報発信や利用方法の普及</li> <li>・新たなモビリティサービスの活用による誰もが利用しやすい持続可能な交通ネットワークの形成</li> </ul>             |
| 移動に困難がある人の外出支援の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送や生活サポート事業の利用促進</li> <li>・障がい者などへの移動支援、ガイドヘルパー派遣事業などの充実</li> </ul>                               |



## 施策3-2-3

## 住まいや仕事に関する支援の強化・充実

## ○ 施策の方向性

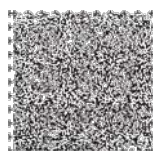
- 生活を営む上で欠かすことができない「住まい」と「仕事」に関する支援を強化・充実させ、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

## ○ 各主体とともに進める役割

| 主 体           | 期待される役割・取り組み                                                                                                                                                                            |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 助<br>(市民)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいについて困りごとがあれば、各種相談窓口を活用しましょう。</li> <li>・就労の選択肢を広げていくために、職業訓練やスキルアップの機会を積極的に活用しましょう。</li> </ul>                                                |
| 互助・共助<br>(地域) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅の所有者や不動産事業者による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅に登録しましょう。</li> <li>・多様な就労ニーズに対応するため、地域の事業者や団体と連携し、働き方や雇用の受け入れ方について柔軟に考える機会を持ちましょう。</li> </ul> |
| 公 助<br>(行政)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で安心して住み続けるための居住支援を強化します。</li> <li>・多様なニーズに応じた就労支援を充実させます。</li> </ul>                                                                          |

## ○ 市の主な取り組み（事業）

| 取り組み                   | 内容                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域で安心して住み続けるための居住支援の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住まいの総合相談窓口」による相談支援の実施</li> <li>・セーフティネット住宅制度の推進</li> <li>・空き家など対策の促進</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の充実</li> <li>・住宅型有料老人ホームの充実</li> <li>・住宅改修の推進</li> <li>・グループホームの整備促進</li> </ul>  |
| 多様なニーズに応じた就労支援の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支援セミナーの実施</li> <li>・シルバー人材センターへの支援</li> <li>・若年者など就職支援事業の推進</li> <li>・内職相談・労働相談の実施</li> <li>・生活保護受給者などに対する就労（準備）支援事業の充実</li> <li>・障害者就労支援事業の充実</li> <li>・農福連携の検討</li> </ul> |



## コラム

### □ 避難行動要支援者支援制度



災害時、高齢者や障がい者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の支援が重要です。

要支援者の名簿を作成し、自治会や民生委員などと情報を共有する制度により、地域の方々が主体となって避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行います。

## コラム

### □ 越谷げんき de MaaS



バス、タクシー、鉄道、シェアサイクルなど、複数の交通手段を組み合わせた最適な経路検索機能を備えたWEBサービスを、75歳以上の方を対象としたバス・タクシーのキャッシュレス運賃補助と組み合わせて提供します。

これにより、高齢者の外出機会を増やすとともに、公共交通の利用促進を目指しています。



## コラム

### □ 住まいの総合相談窓口



令和7年4月より、自立相談支援機関に「住まいの総合相談窓口」を設置し、住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する総合的な相談対応や入居前から入居後までの一貫した支援を行う「地域居住支援事業」を実施しています。

